

第3次岡谷市環境基本計画

2015年～2019年

あふれる緑と清らかな水につつまれたまちをめざして



長野県岡谷市

「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」をめざして



岡谷市は、周囲を山地、丘陵と諏訪湖に囲まれ、美しい四季を彩る豊かな自然に恵まれたまちです。これらの自然を市民共有の貴重な財産として、将来に適切に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちに課せられた責務です。

今日の環境問題は、不法投棄・ポイ捨て、水・大気の汚れ、騒音など身近な問題から、地球温暖化の進行など地球規模の問題まで多岐にわたっています。特に、近年の猛暑、大雪、局地的大雨等の異常気象は、地球温暖化が原因ではないかといわれ、私たちの暮らしにも深刻な影響を及ぼしています。

このような環境問題に対応し、岡谷市の恵み豊かな自然環境を、将来にわたって守り育てていくため、このたび第3次岡谷市環境基本計画を策定いたしました。

この計画は、平成27年度からの5年間の環境保全に関する施策の基本的方向を示すとともに、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下、一体となって環境保全を推進するための指針として、現状に即した実効性のある取り組みを具体的に示しています。

今後、「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」をめざして、持続可能な社会の構築を積極的に推進してまいりますので、なお一層関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、ご尽力いただきました岡谷市環境審議会委員の皆様をはじめ、環境アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力いただきました多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

岡谷市長 今井 竜五

はじめに

環境基本理念	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画策定の位置づけと目的	3
3. 計画の期間	4
4. 計画が対象とする環境施策の範囲	4

第1章 岡谷市の環境の状況

1. 岡谷市の位置・地勢	5
2. 交通および社会構成	5
3. 第2次岡谷市環境基本計画の総括	7
4. 市民の環境保全の意識	10

第2章 めざす環境の姿と基本目標

1. 将来のまちの姿	15
2. 基本目標	16

第3章 基本目標に対する施策の展開

1. かけがえのない地球環境を守るまち《地球環境の保全》	18
2. 豊かな自然とふれあえるまち《自然環境の保全》	27
3. 安全で安心なすがすがしいまち《生活環境の保全》	32
4. ものを大切にするまち《循環型社会の構築》	38
5. 美しさと潤いのあるまち《快適環境の形成》	44
6. みんなが環境保全に参加するまち《参加と協働》	47

第4章 計画の推進のために

1. 推進体制	50
2. 計画の進行管理等	51

付属資料	52
------	----

はじめに

環境基本理念

平成10（1998）年12月に制定された『岡谷市環境基本条例』は、良好な環境の将来にわたっての継承と地球環境保全や人と自然との共生の視点から、現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として4つの基本理念を掲げています。

○ 健全で恵み豊かな環境の恩恵の享受と将来世代への継承

市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる、健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいきます。

○ 自然と人との共生

人類が生態系*の一部として存在し自然から多くの恵みを受けていることを認識して、自然と人とが共生することをめざします。

○ 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

環境が有限な資源であることを認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することをめざして、すべての人が自主的に行動します。

○ 地球環境保全の取組

日常の生活や活動がすべて地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、日常生活において、地球環境に配慮した行動をします。

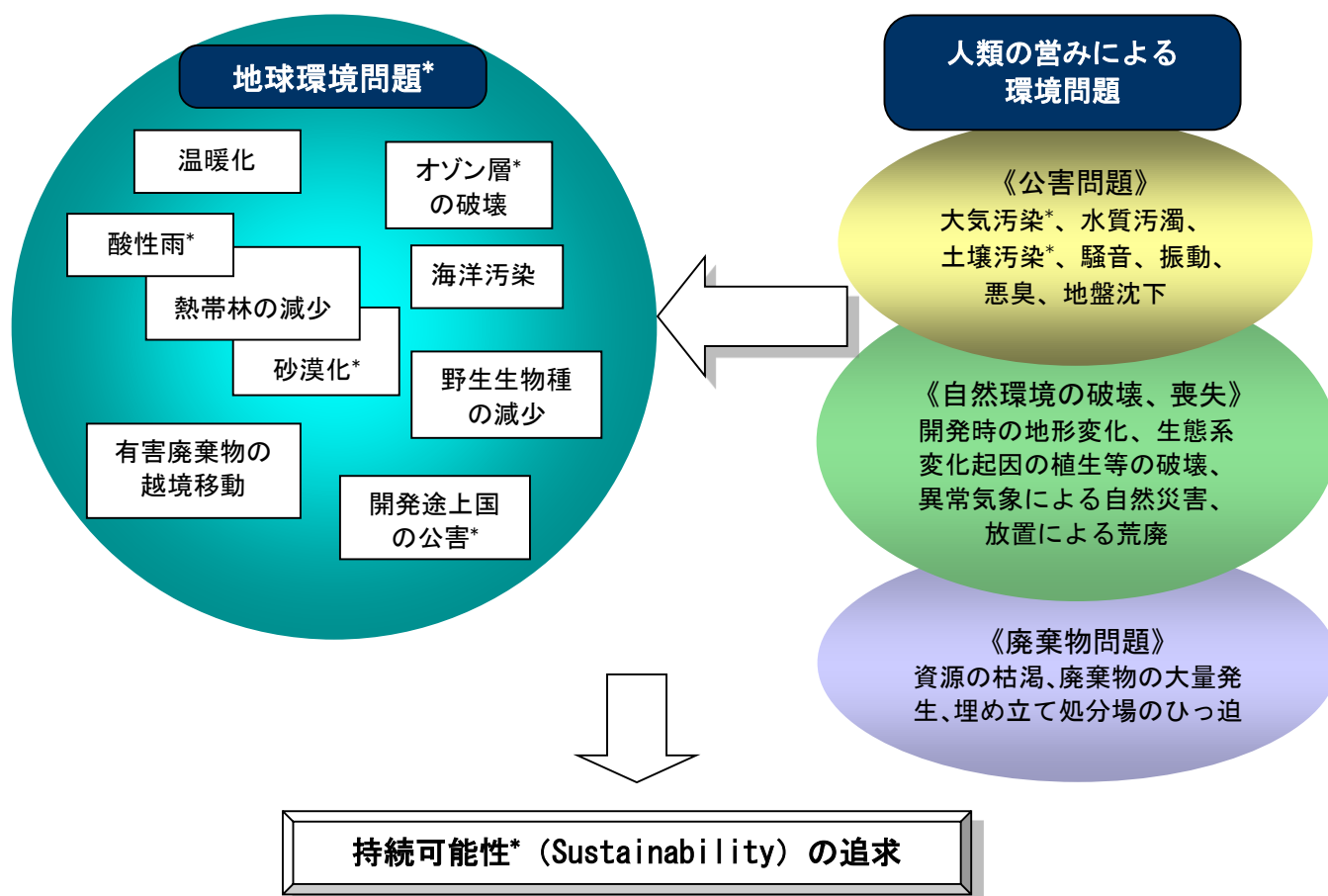


1. 計画策定の趣旨

- 第3次岡谷市環境基本計画は、岡谷市環境基本条例（平成10年条例第32号）第7条に基づき、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。
- この計画では、岡谷市環境基本条例第2条に示された基本理念を踏まえ、長期的な視点に立った望ましい環境像を定め、その実現に向けて環境保全に関する施策の方向性と、市民、事業者が自主的な取組を行うための行動指針を示しています。
- 『第4次岡谷市総合計画』（～2018年）の環境分野の計画として位置づけられるものです。

🌳 環境問題の認識

今日の環境問題は、身近な生活環境から地球規模まで多岐にわたるため、個人、家庭、事業者、自治体、国などあらゆる主体の参加と協働により、生活や文化、社会経済システムの中で改革していくことが重要になっています。特に地球温暖化*防止のために、大量生産、大量消費、大量廃棄を基調としたこれまでの社会経済システムや、私たち一人ひとりのライフスタイルを見直し、化石燃料*の消費を減らして、二酸化炭素の排出量の削減を図り、環境への負荷の少ない低炭素社会*への転換を図っていくことが求められています。



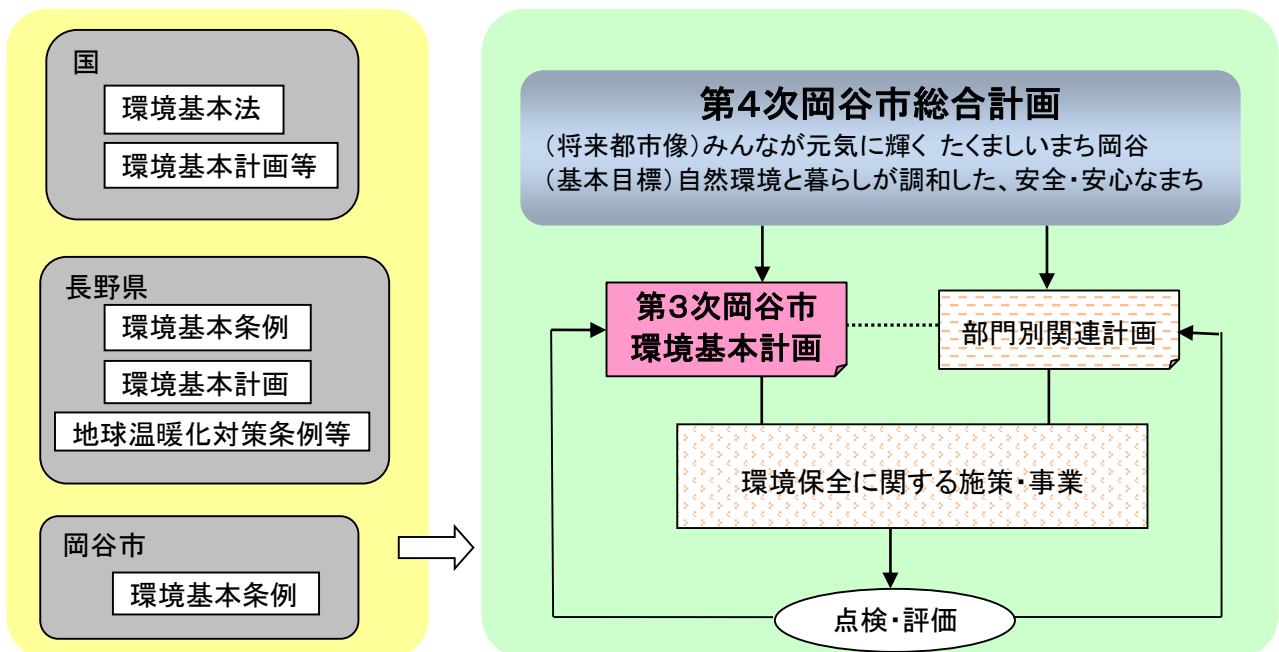
🌲 持続可能な社会を築くために

- ★地球温暖化*の大きな課題に対して、その防止策を実行していかななくてはなりません。《低炭素社会*》
- ★自然への関心や理解を深め、自然に配慮し、自然と共生するまちづくりが必要です。《自然共生型社会》
- ★限りある化石燃料*や鉱物資源に依存した社会（文明）は、持続可能性*がありません。大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とした社会経済システムやライフスタイルは見直されつつありますが、発生抑制や再利用については十分とは言えず、ライフスタイルについても改善の余地があります。また、安全かつ適正に廃棄物进行处理する体制の整備が課題となっています。《循環型社会*》

環境保全を意識した持続可能な社会を構築するためには、「将来の世代のニーズを損なうことなく、現在のニーズを満たすこと」が必要とされています（国連の環境と開発に関する世界委員会の報告）。この仕組みを本市の実態に合わせて構築し、長期的な計画のもと、全市民が認識し、実践していくことが求められています。

2. 計画策定の位置づけと目的

- (1) 国や県の環境施策と整合させ、『第4次岡谷市総合計画』の環境保全の分野の施策を具現化するとともに、庁内部門別関連計画と連携をもった計画として位置づけました。
- (2) 長期的な視点にたって基本目標を明確にするとともに、個別目標を明確にしました。また、これらの基本的な施策を体系化しました。
- (3) 環境保全の施策に具体的に取組ため、市民と事業者に自主的に取り組んでいただくよう、環境配慮行動を指針として盛り込みました。
- (4) 基本目標ごとに指標を設定し推進することとしました。



3. 計画の期間

平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間とします。

4. 計画が対象とする環境施策の範囲

持続可能な社会を築くために、市民、事業者、行政などあらゆる主体の参加と協働による、地球環境の保全、自然環境の保全、生活環境の保全、循環型社会*の構築、快適環境の形成のための諸施策を計画の範囲とします。



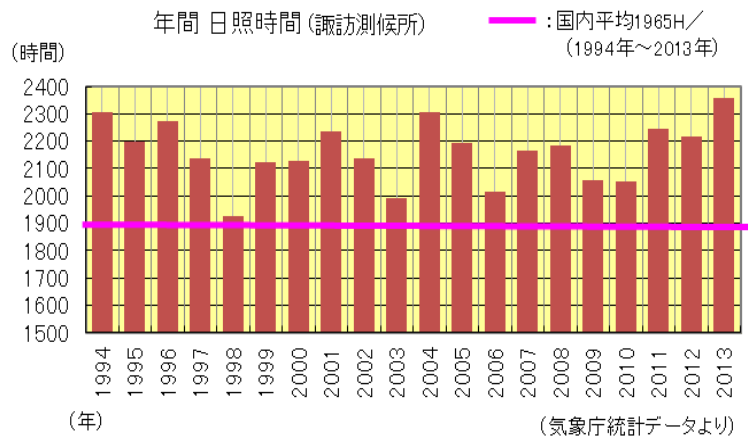
第1章 岡谷市の環境の状況

1. 岡谷市の位置・地勢

◇ 本市は、長野県のほぼ中央、諏訪湖の西岸に位置し、遠くは富士山、八ヶ岳連峰を望む、湖と四季を彩る山々に囲まれた風光明媚な都市です。面積は 85.19 km²で、人口集中地区面積は 11.3 km²、市域は東西 7.3 km、南北 16.7 kmに広がっており、7割近くを森林が占めています。

地質は、内部に火山岩をもち、その表面はきわめて厚いローム層で覆われており、諏訪湖岸の一部に沖積層が見られます。

気候は、内陸気候の特性で年間を通じて降水量が少なく、また気温の年較差や日較差の大きいことが特徴です。空気は乾燥し、日射量は国内トップクラスで、太陽光、太陽熱の有効利用に適していることを示しています。



◇ 本市は、諏訪湖、天竜川をはじめ、横河川、塚間川、十四瀬川、大川などがあり、豊かな水環境に恵まれています。

諏訪湖は、標高 759.3m、周囲約 16 km、面積 13.3km²

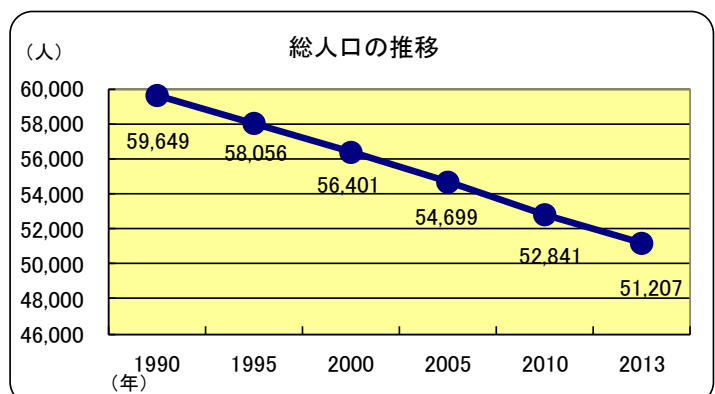
の長野県でもっとも大きな湖であり、コイ、フナ、ワカサギなどの魚類も豊富です。諏訪湖から流れ出す天竜川は、遠く静岡県浜松市に至り、太平洋に注いでいます。

2. 交通および社会構成

◇ 本市は、各種交通の要衝となっており、高速交通体系は中央自動車道西宮線、長野自動車道から構成されており、岡谷インターチェンジを介して首都圏、中京圏、北陸圏と結ばれています。また幹線道路として、国道 20 号、国道 20 号バイパス、国道 142 号バイパスや県道下諏訪辰野線、県道岡谷茅野線などが市内を走っています。

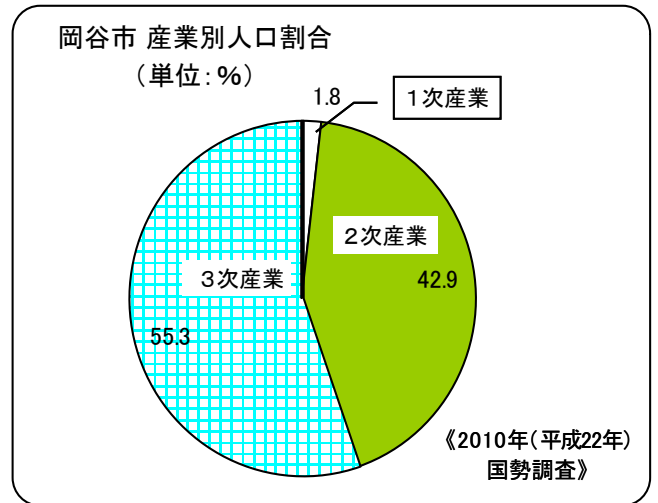
鉄道は中央東線が走り、飯田線の分岐点となっています。

◇ 本市の人口は、昭和 55 (1980) 年の約 62,000 人をピークとしてその後減少傾向を示し、平成 25 (2013) 年 10 月 1 日現在は 51,207 人となっています。



- ◇ 産業別就業人口の割合（平成 22（2010）年国勢調査）は、第 1 次産業が 1.8%、第 2 次産業が 42.9%、第 3 次産業が 55.3%となっています。

平成 12（2000）年国勢調査では工業都市を反映して、第 2 次産業が主力を占めていましたが、平成 17（2005）年の国勢調査から第 3 次産業がトップとなっております。



- ◇ 農家数は、昭和 35（1960）年以降、減少傾向を示しており、農家人口は平成 12（2000）年が 885 人、平成 17（2005）年が 604 人、平成 22（2010）年には、449 人となっています。（2013 年度諏訪地方統計要覧）

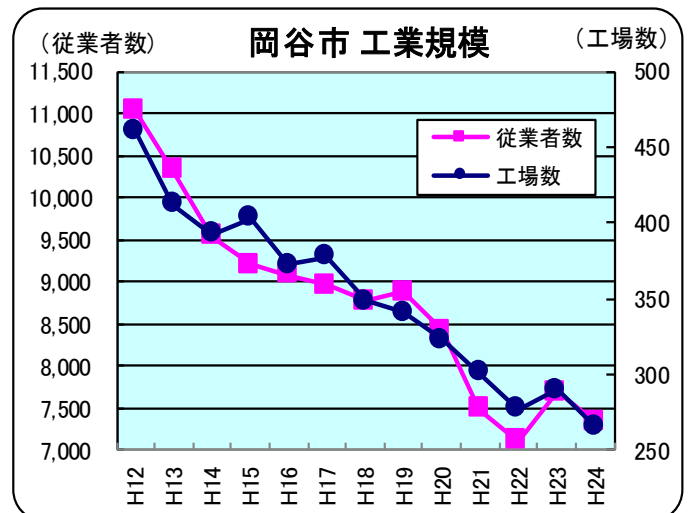
- ◇ 工業は、明治時代中期から昭和初期にかけて「シルク岡谷」として世界にその名を馳せ、第二次世界大戦後は時計やカメラなどの精密工業都市として発展を続けてきました。

近年では、経済のグローバル化の進展、ものづくり産業の空洞化、環境問題への対策など厳しさを増しています。

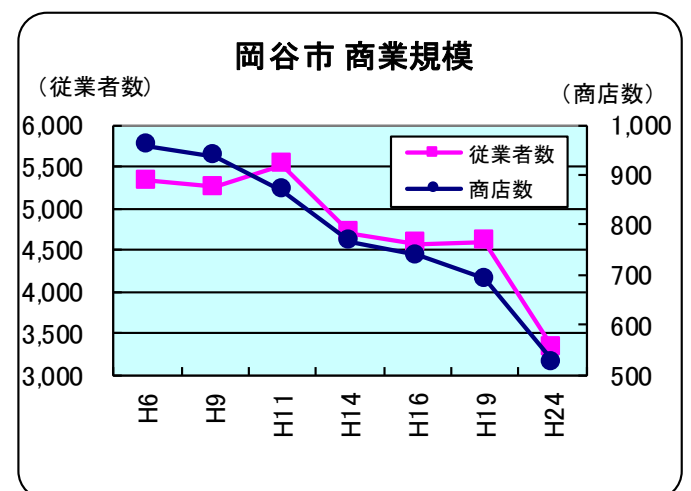
こうした中、『岡谷市工業活性化計画』を策定し、社会経済の変化、企業の経営戦略の再編を踏まえて、既存企業の構造転換と新たな産業基盤の構築に向けて、工業集積都市岡谷を活性化する施策を展開しています。

商業は、自動車交通の進展による消費者の行動パターンの変化や長引く景気低迷の影響により、まちなかの空洞化とともに、小規模小売店数や従業員数が減少しています。

地域密着型店舗の育成や魅力的な店舗の創造、年間をとおした中心商店街のにぎわいの創出が求められています。



(平成 25 年度版諏訪地方統計要覧 対象：従業者数 4人以上)



(平成 25 年度版諏訪地方統計要覧 対象：従業者数 4人以上)

3. 第2次岡谷市環境基本計画の総括

『第2次岡谷市環境基本計画』（2010年～2014年）の各施策および基本目標について、その実態と指標の結果を総括します。



基本目標 1. かけがえのない地球環境を守るまち

《地球環境の保全》

- (1) 地球温暖化*防止のために市民が手軽にできる緑のカーテン*事業について、事業所などとの協働による取組が活発に行われ、日常の暮らしの中から地球環境の保全への取組が進みました。(図1)
- (2) 企業の環境経営システム導入は、増加の方向ではありますが、新規取得や事業活動推進を図るため、一層の支援が必要となります。
- (3) 間伐などによる育林面積や植林によるCO₂吸収量は目標を大きく上回りました。(図2)

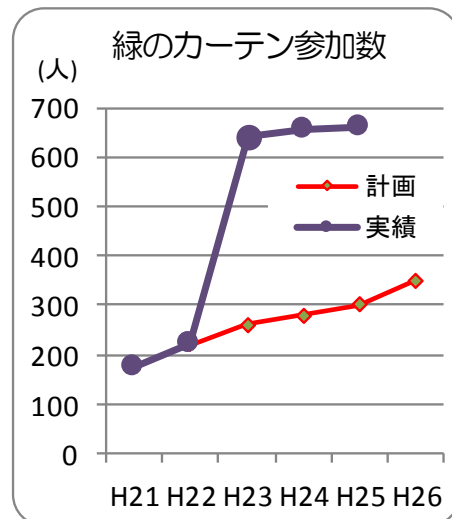


図1



基本目標 2. 豊かな自然とふれあえるまち

《自然環境の保全》

- (1) こどもエコクラブ*登録数については、期間中わずかに進んだ程度でした。引き続き、自然環境体験、自然環境学習の推進に向けて、子供が参加する環境団体への支援や機会の創出を推進する必要があります。
- (2) 水害や土砂災害の防止に向けた、森林の間伐などによる上流域の治山治水対策において、計画期間中には森林の間伐が積極的に行われ、森林保全への取組が進みました。
- (3) 貴重な水資源の有効利用のため、市民一人ひとりに対する水資源の重要性についての啓発活動として、水の大切さを現地で学ぶ水の探検隊（水道施設の見学会）を実施しましたが、参加者数は目標におよびませんでした。今後は一層取組を強化する必要があります。

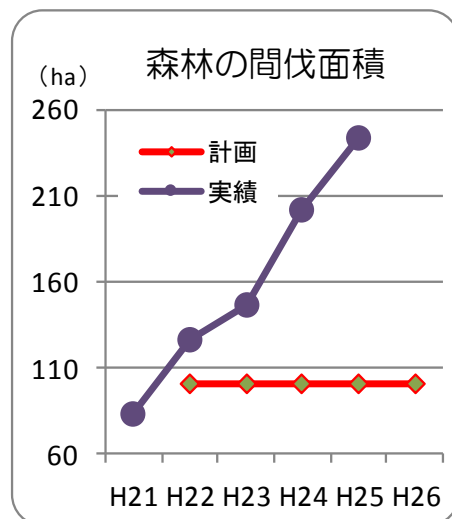


図2



基本目標3. 安全で安心なすがすがしいまち

《生活環境の保全》

- (1) 河川や諏訪湖の水質を浄化し、リサイクル*の実践を図るために市民団体が実施している廃食用油回収事業*の支援の結果、目標量を大幅に上回る回収実績を記録し、リサイクル*への取組の強化が図れました。(図3)
- (2) 塚間川などの河川の汚濁の程度を示すBOD*（生物化学的酸素要求量）は、概ね改善の傾向を示していましたが、河川によっては、高い濃度の年も時々見られ、安定しているとはいえない状況です。引き続き、生活排水、工業排水の適正処理や、重大な水質汚濁につながる灯油などの漏えい防止に努める必要があります。
- (3) 生活排水と雨水の分離、河川や諏訪湖の浄化などに資するため推進している下水道の普及については、ほぼ全戸に下水道が接続している状況ですが、今後も継続して下水道普及率向上を図る必要があります。

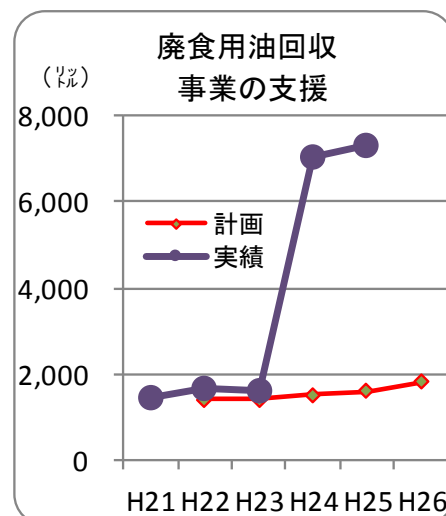


図3



基本目標4. ものを大切にすま

《循環型社会*の構築》

- (1) 市民、事業者、行政が一体となって3R*（ごみの発生抑制、再使用、再資源化）の推進に取り組んだ結果、目標値を上回る可燃ごみの発生量抑制が図れました。
今後も、可燃ごみ発生量を減少させるために、3R*、特に再資源化の促進に取り組む必要があります。
- (2) 生ごみの発生を抑えるよう、買い物や調理の工夫など「環境にやさしいクッキング*」に努めた結果、市民一人1日あたりの生活ごみ排出量の目標は達成できました。
今後も、市民一人ひとりが、日常生活において、常に「3R*の精神」を意識し、励行することによって、生活ごみの排出量を抑制する必要があります。(図4)
- (3) 総ごみ量に占める資源物の割合である資源化率は目標値を下回りました。

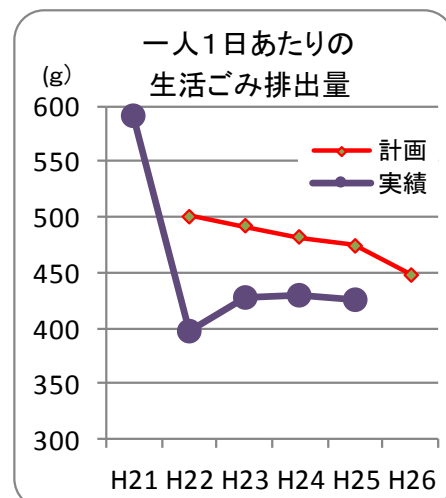


図4

今後は、『容器包装リサイクル法*』に基づく分別方法を周知徹底し、容器包装のうち、ペットボトル以外の菓子袋や卵パックといった「その他プラスチック*」のリサイクル*を推進するとともに、生ごみのコンポスト化（堆肥化）などの資源化促進、さらに、廃棄物の処理と再資源化のシステムについて、『湖周ごみ処理基本計画』に基づき広域的な取組を強化する必要があります。



基本目標5. 美しさと潤いのあるまち

《快適環境の形成》

(1) 『岡谷市都市計画マスタープラン*』、『岡谷市景観形成基本計画*』などにに基づき、都市緑化を推進してきましたが、市民アンケートによる緑と水辺の創出に対する市民満足度は目標値を大きく下回っています。

今後は、市民が実感できるような都市緑化、水辺の創出に取り組む必要があります。(図5)

(2) 本市では、景観整備による美しい景観の創出を進めてきましたが、市民アンケートによる岡谷市の景観に対する満足度、重要度はいずれも目標値を下回っています。

今後は、質の高い都市環境の整備、創出、文化の薫り高い景観に配慮した都市形成を推進する必要があります。

(図6)

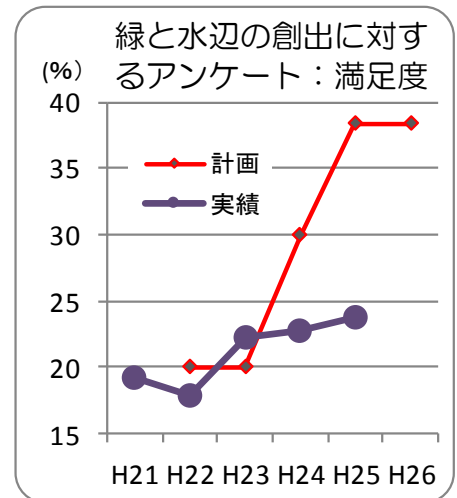


図5



基本目標6. みんなが環境保全に参加するまち

《参加と協働》

(1) 諏訪湖一斉清掃参加者が増加傾向にあり、水辺など環境美化への関心が伺えますが、一方ではごみの分別不良やポイ捨て、不法投棄などが後を絶たない状況にあります。

環境保全の意識の高まりが自発的な行動に結びつくように、教育、学習、および市民、事業者、行政の協働を一層推し進める必要があります。

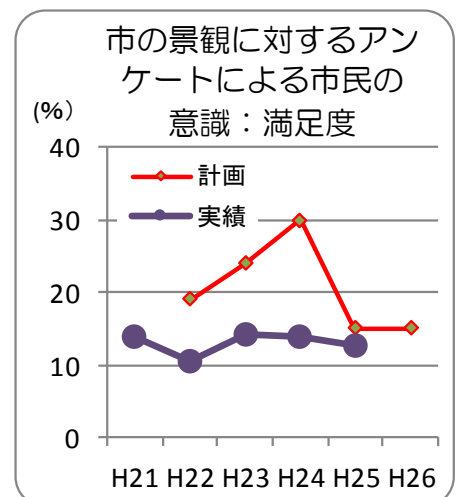


図6

*第2次岡谷市環境基本計画の「基本目標別、目標指標の推移(平成22年度～平成26年度)」は付属資料の53ページに添付

4. 市民の環境保全の意識

市民や小中学生および事業者の環境保全に対する意識についてアンケート調査を行い評価した結果、環境への問題意識や関心が明確になりました。

🌲 調査概要

●調査対象

- ・子ども：小学5年生、中学2年生の児童、生徒
- ・一般市民：住民基本台帳より16歳以上の方から無作為に抽出
- ・事業者：市内の事業者から無作為に抽出

●調査方法

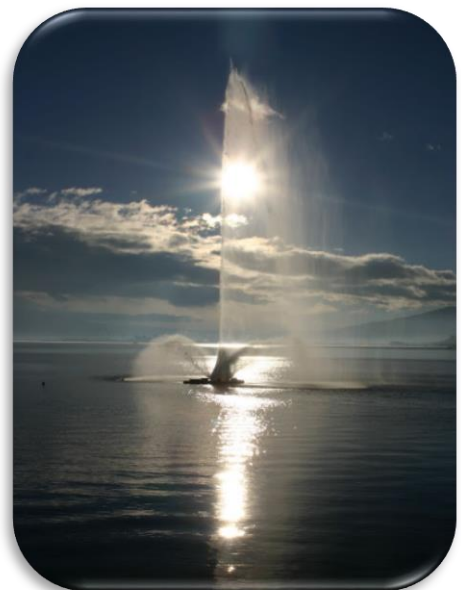
- ・子ども：各校に配布、回収
- ・一般市民：郵送配布、回収
- ・事業者：郵送配布、回収

●調査時期

平成26（2014）年6月

●回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
子ども	912	807	88.5%
一般市民	1,500	758	50.5%
事業者	1,592	387	24.3%



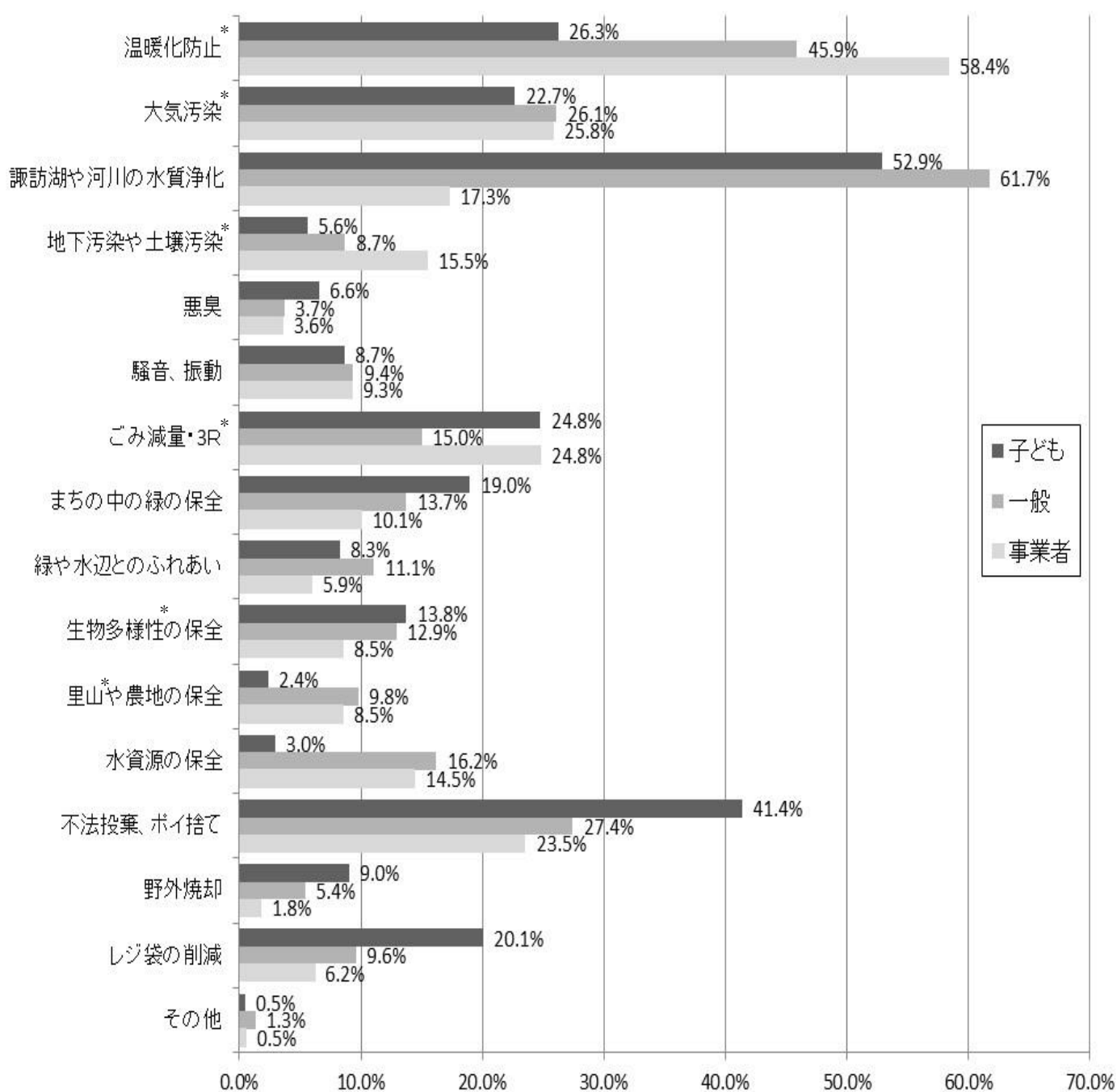
🌲 調査結果

(1) 環境問題への認識

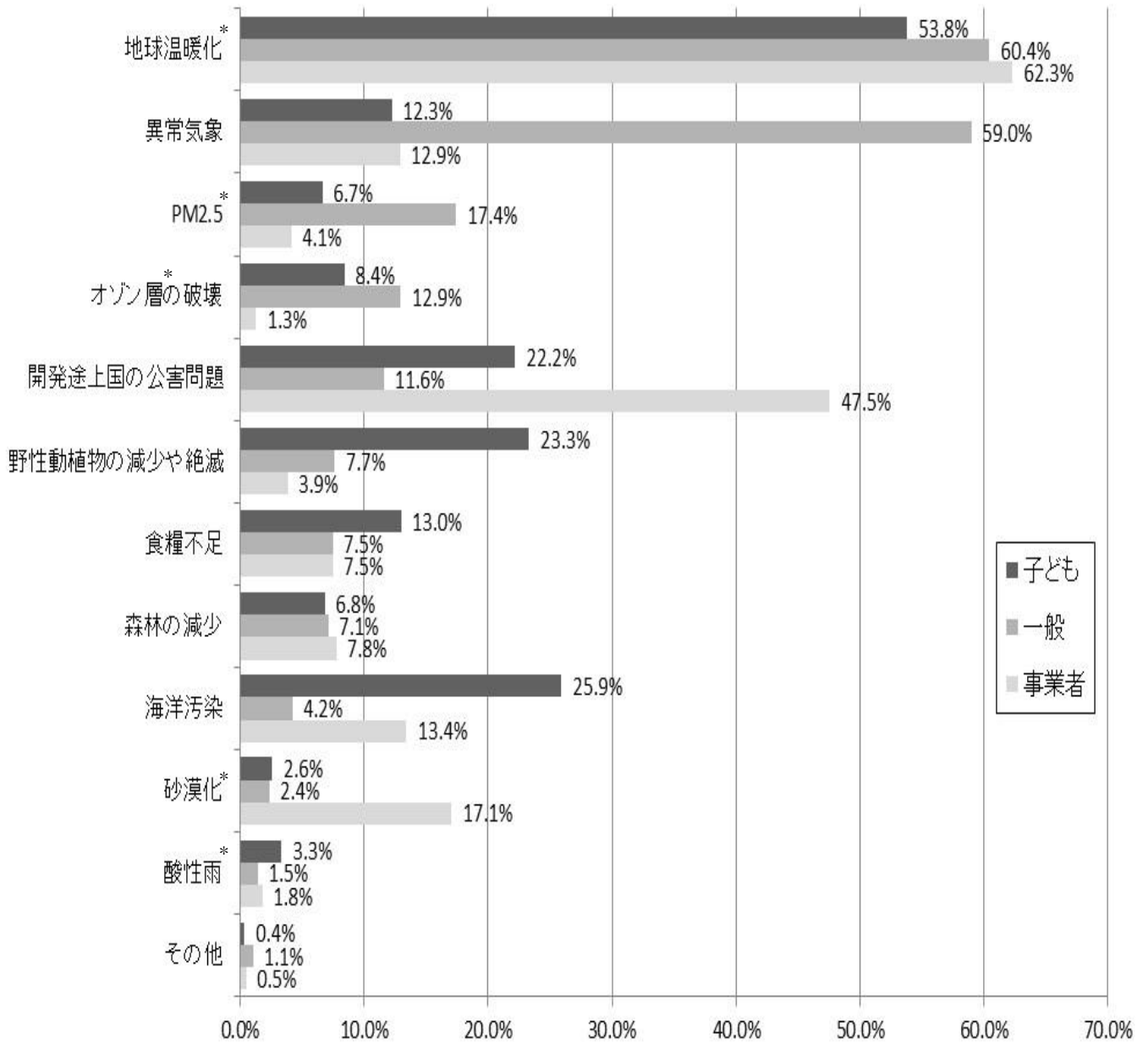
ア. 身近な環境問題としては、「諏訪湖や河川の水質浄化」、および「温暖化防止」、「不法投棄、ポイ捨て」、「ごみ減量、3R*」、「大気汚染*」など、日常生活における環境負荷*低減への関心が高まっていることが伺えます。また、事業者は「温暖化防止」に、子供たちは「不法投棄、ポイ捨て」に、比較的高い関心がある傾向が伺えます。

イ. 地球規模の環境問題としては、「地球温暖化*」、および「異常気象」への関心が高まっています。また、事業者は「開発途上国の公害問題」に比較的に高い関心があります。

特に関心のある身近な環境問題



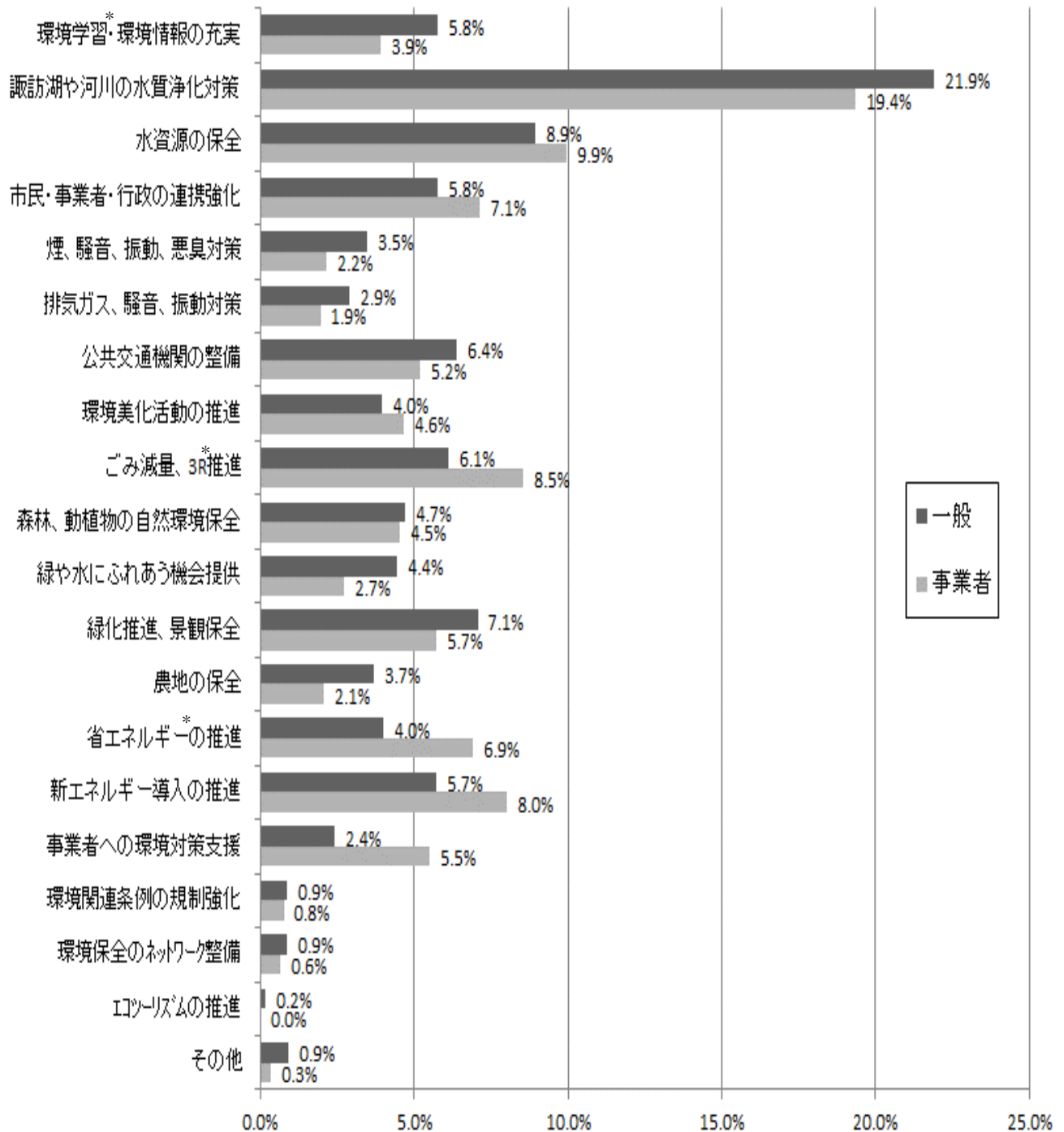
特に関心のある地球規模の環境問題



(2) 岡谷市への環境課題取組の要望

優先的に取り組むべきこととして、「諏訪湖や河川の水質浄化対策」、「水資源の保全」、「ごみ減量、3R*の推進」、「新エネルギー導入の推進」などが要望されています。

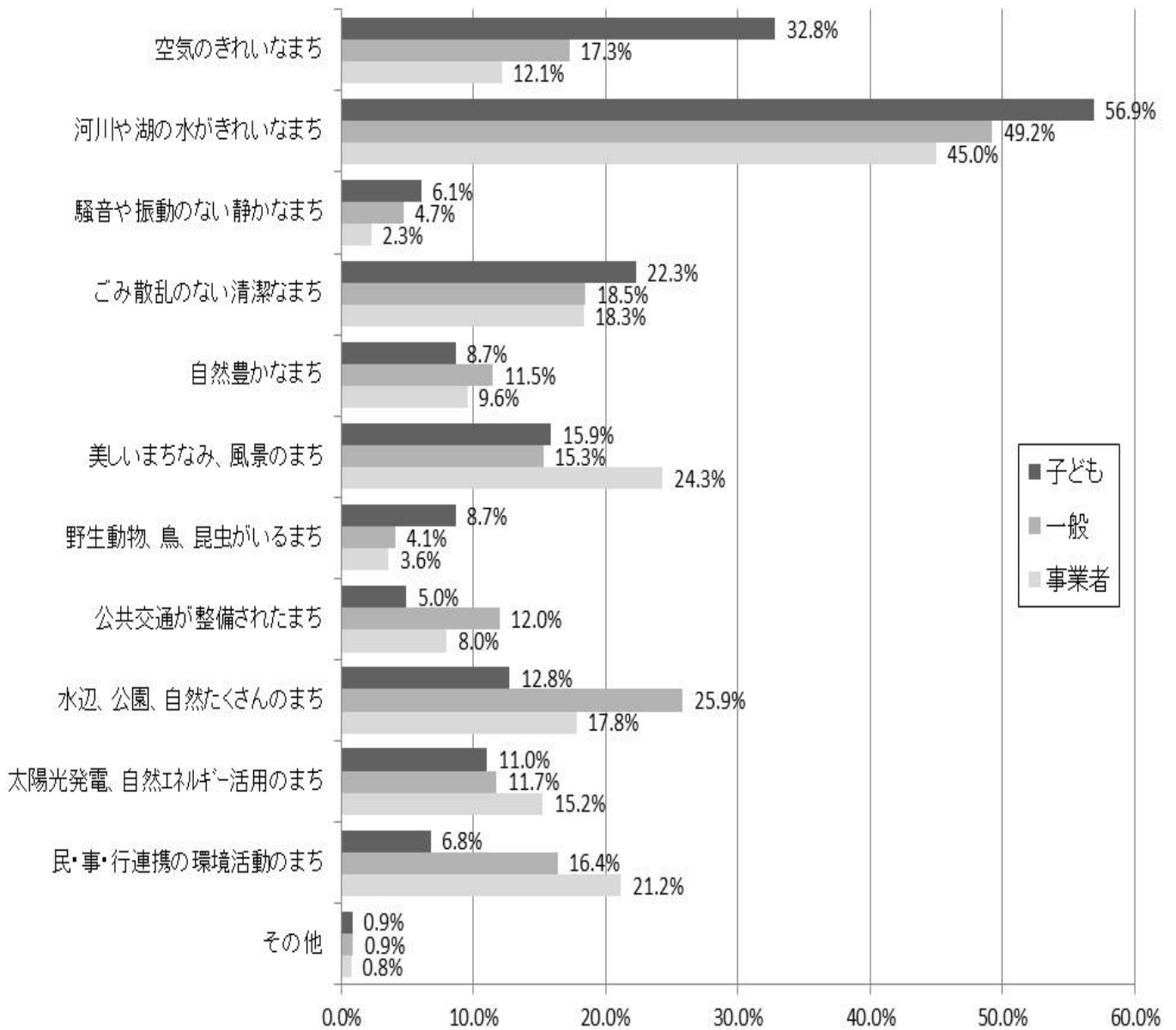
環境を良くするために岡谷市が優先的に取り組むべきこと



(3) 岡谷市の将来の環境について

「河川や湖の水がきれいなまち」や「空気のきれいなまち」、「ごみの散乱のない清潔なまち」を望んでいます。また、「自然」をキーワードにしたまちづくりも要望されています。

将来の岡谷市がどのような環境のまちになることを望むか



第2章 めざす環境の姿と基本目標

1. 将来のまちの姿

良好な環境の将来にわたっての継承と、地球環境の保全や人と自然との共生に向けて、本市が進める環境保全活動により将来到達する姿を全市民が共通認識するため、まちの姿、および環境像を明確にします。

「自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち」



第4次岡谷市総合計画 基本目標 3

将来のまちの環境の姿を受けて、次のように《望ましい環境像》を掲げます。

《望ましい環境像》

「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」

あふれる緑と清らかな水は、生物を育み大気をも浄化する機能を持ち、望ましい環境のシンボルとして普遍的な要素であるとともに、将来の世代に引き継いでいかなければならない貴重な環境資源であると考えます。

なお、これは、『岡谷市環境基本計画』（2005⇒2014）の望ましい環境像と同一内容ですが、環境保全活動は継続的改善（推進）の考え方の基本によるものであり、環境保全活動が一層定着するよう継続スローガンとします。



たいへんだ 地球がどんどん
熱くなる

（おokay環境かるた）



ふるさとの 自然はみんなで
守ろうよ

2. 基本目標

望ましい環境像「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」を実現します。そのために『第4次岡谷市総合計画』、および『第2次岡谷市環境基本計画』（2010年～2014年）の環境保全施策の指標の結果や、市民アンケートの内容を基に基本目標を設定します。この基本目標には具体的な個別目標を設定し、これらの目標を市民、事業者および行政の共通のものとして環境保全を推進します。また、基本目標には主な指標を設定し、本市の環境の目標と方向性、状況をわかりやすく示します。

基本目標 1 かけがえのない地球環境を守るまち 《地球環境の保全》

地球温暖化*などの深刻化する地球環境問題*を真剣に受け止め、市民、事業者、行政がエネルギーの有効活用などを通じ協働して具体的な施策を展開し、地球環境に配慮したまちをめざします。

基本目標 2 豊かな自然とふれあえるまち 《自然環境の保全》

周囲を山地、丘陵そして諏訪湖に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれている本市を将来にわたって適切に引き継いでいくためにその保全を図ります。

基本目標 3 安全で安心なすがすがしいまち 《生活環境の保全》

公害*のない、健康被害のない安全で安心な生活環境を維持するため、公害防止策の実施や周知を行い、施策を展開します。

基本目標 4 ものを大切にすまちなち 《循環型社会*の構築》

限りある資源を大切に有効に利用し、同時に廃棄物の発生抑制と再利用および再資源化を推進するための方策に取り組み、循環型社会*の構築を推進します。

基本目標 5 美しさと潤いのあるまち 《快適環境の形成》

住み心地のよい、美しく潤いのある快適な生活環境創りのため、優れた景観の保全、創出、緑化、美化の推進などの方策に取り組みます。

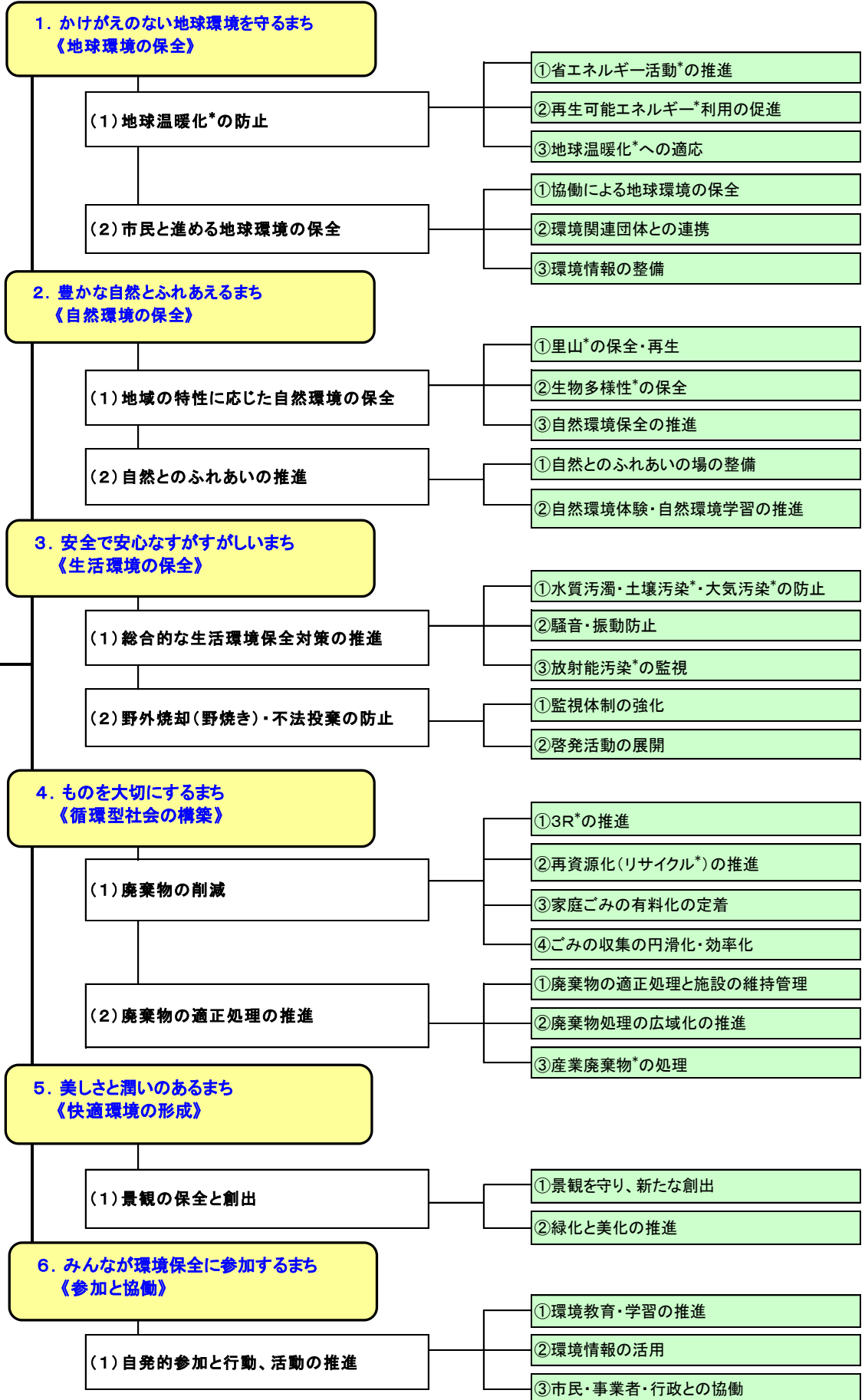
基本目標 6 みんなが環境保全に参加するまち 《参加と協働》

環境保全のためには、広くは地球環境のことを考え、身近なまちづくりから循環型社会*を定着させるなどの幅広い活動が必要です。第3次岡谷市環境基本計画の推進全般において市民、事業者、行政が一体となって推進していきます。

 **基本目標と施策の体系**

望ましい環境像

あふれる緑と清らかな水につつまれたまち



第3章 基本目標に対する施策の展開

1. かけがえのない地球環境を守るまち 《地球環境の保全》



地球温暖化*やオゾン層*破壊などの地球環境問題*はいまだ進行し、気候変動など、それに伴う影響は大きくなっています。『気候変動に関する国際連合枠組条約』では、温室効果ガス*の大気中濃度を自然の生態系*や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で安定化させることを目標に掲げ、この実現のためには温室効果ガス*の排出量を半分にすることが必要であるとしています。エネルギーの効率利用の推進など、市民、事業者、行政が連携して温室効果ガス*の排出削減に取り組み、低炭素社会*をめざします。

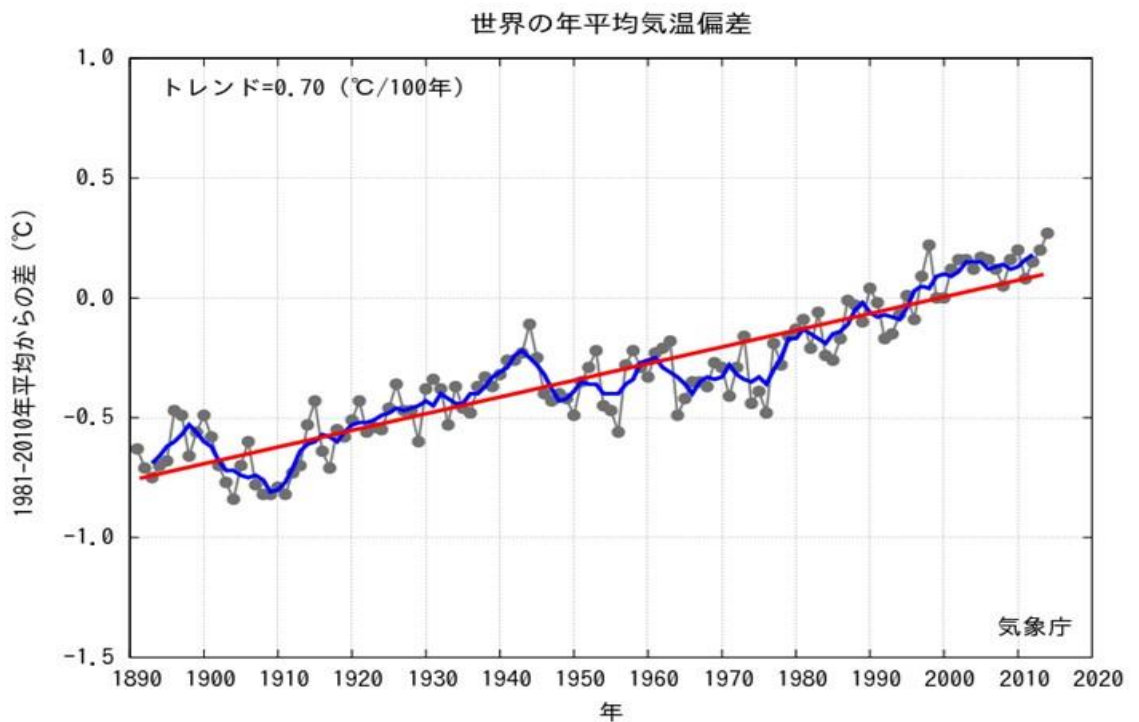
🌲 現状と課題

(1) 地球規模での温暖化の進行

世界各地で超大型台風、局地的大雨、干ばつ、洪水などによる甚大な災害が発生しています。このような異常気象は、地球温暖化*が原因ではないかと言われている。

世界の年平均気温は、長期的には100年あたり約0.70℃の割合で上昇しており、特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

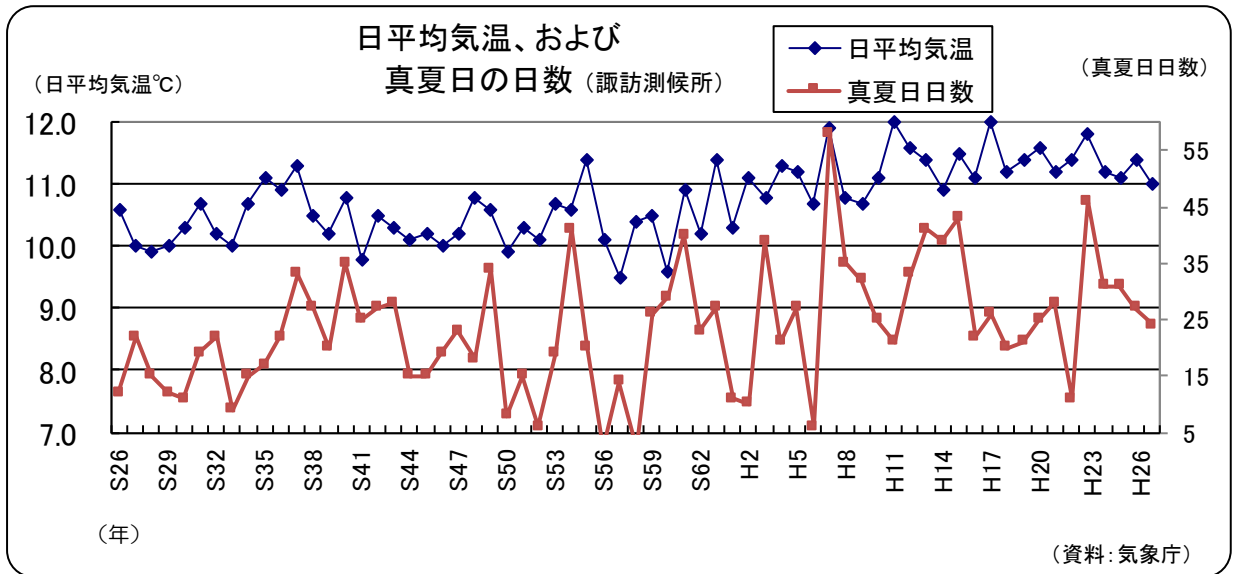
すべての社会生活で発生する二酸化炭素や、製造分野の事業者が使用する代替フロン*などの温室効果ガス*による地球温暖化*問題は、気温上昇による異常気象や生態系*の変化など、人類の生存基盤にも影響を与えかねない現状です。



出典：気象庁ホームページ「世界の年平均気温」（1891～2014年）

(2) 生活圏域における温暖化傾向

データの把握が可能な諏訪測候所（諏訪市湖岸通り）の記録でも、50年間で0.7℃/年の平均気温上昇、4.5日/年の真夏日の増加となっており、温暖化対策は重要課題として取り組む必要があります。



【平均気温: 50年間で0.7℃の上昇】

- ・1955年(S30年)～1964年(S39年)の平均: 10.6℃
- ・2005年(H17年)～2014年(H26年)の平均: 11.3℃

【真夏日(30℃以上)日数: 50年間で4.5日増加】

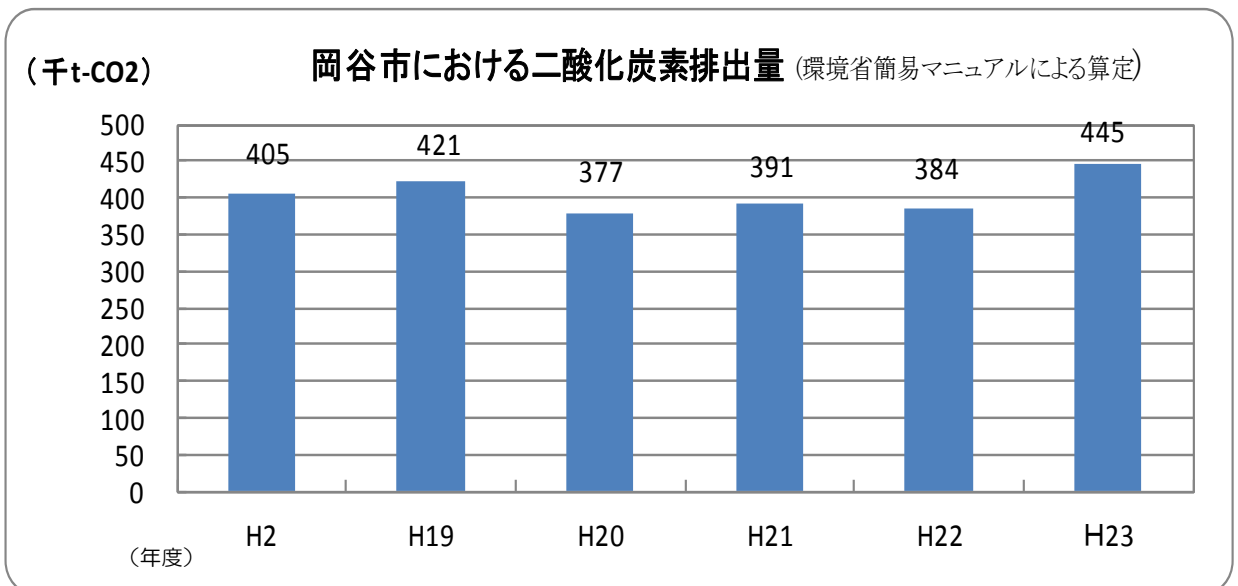
- ・1955年(S30年)～1964年(S39年)の平均: 21.9日
- ・2005年(H17年)～2014年(H26年)の平均: 26.4日

(3) 低炭素社会*への転換

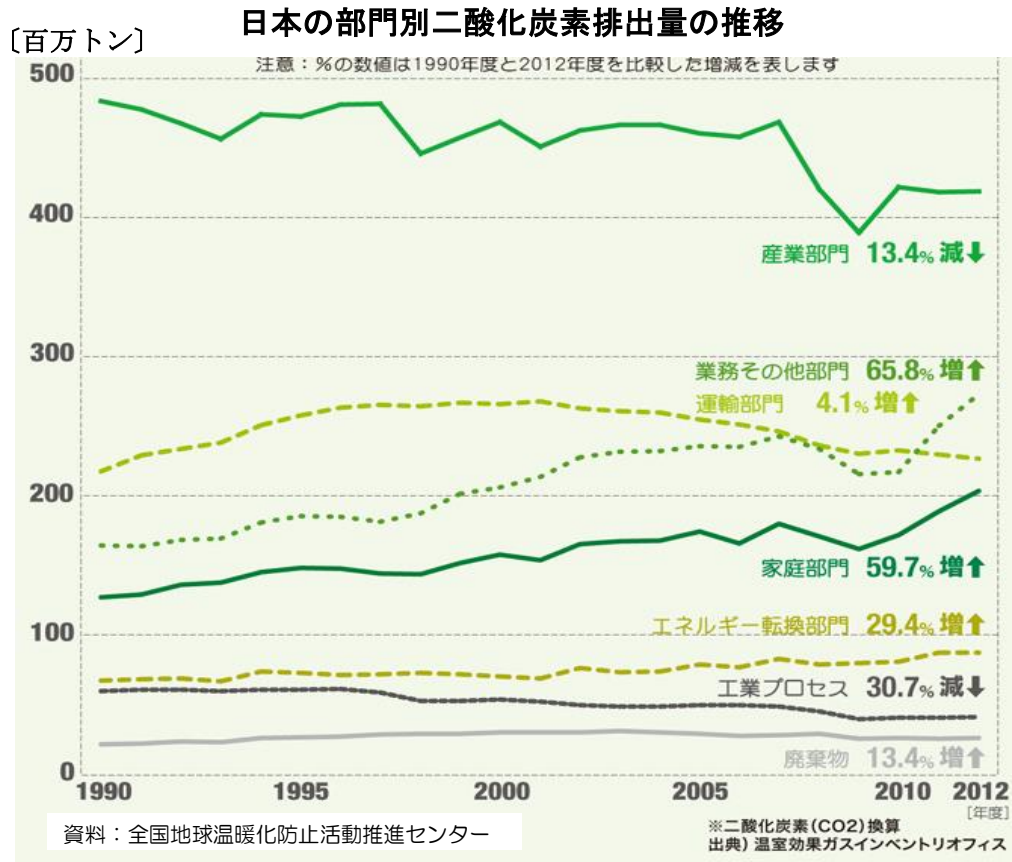
地球環境を守るためにも、低炭素社会*への転換が強く求められています。

また、東日本大震災による福島第一原発事故を契機として生じた電力供給不足により、全国で電力需要がひっ迫していることもあり、省エネルギー*の推進や再生可能エネルギー*の導入が急務となっています。

本市における平成2(1990)年度と平成19(2007)年度から平成23(2011)年度までの年間二酸化炭素(CO₂)排出量を以下のグラフに示します。年度ごとの変動は景況による製造業の操業度などがその差となっていると考えられます。



国の二酸化炭素排出量は、特に家庭部門、および業務その他部門が増加しており（下図）、施策の推進により確実な低炭素社会*への転換が必要となります。



① 家庭における二酸化炭素排出量の増加

近年、家庭部門からの二酸化炭素の排出量は1990年比で増加傾向をたどっており、本市にあっても自家用車、家電製品の普及、冷暖房使用の高まりなどが要因として考えられます。温室効果ガス削減のための啓発と行動、エネルギーの効率利用を推進していくことが求められています。

② 業務その他（商業、サービス業、事務所など）部門の二酸化炭素排出量の増加

全国的にコンビニエンスストアなどの終夜営業の増加、また工業部門に比較してオフィス部門の二酸化炭素排出量が増加しており、本市においても削減のための取組が必要です。

③ 運輸部門の取組

運輸部門も二酸化炭素排出量が増加しています。運輸事業者においては、省エネルギー*の観点からもアイドリングストップ*や、エコドライブ*が推進されていますが、これらを一層推進して定着させ、自動車などはハイブリッドカー*や燃費効率の良いものに代替していくことが効果的です。

④ 工業の振興と環境問題の対応

本市では、設計、開発から部品加工、表面処理、組立て、および治工具など多岐の工業が集積しています。市場競争力を高め経営体質を強化するためにも、工法改善や新技術を採用することにより、エネルギーを効率的に使用して二酸化炭素排出量を抑制し、事業と環境を両立させていくことが必要です。

《資料 地球温暖化*のメカニズムと温室効果ガス*（全国地球温暖化防止活動推進センター）》

◎温室効果ガス*による地球温暖化*のメカニズム

適度な温室効果ガス*濃度：
地表気温が維持される。

濃度が高い温室効果ガス*：
地表気温が上昇する。

◎温室効果ガス*の種類と排出源、抑制策

温室効果ガス*		排出源	主な抑制策
二酸化炭素 (CO ₂)		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、事業所などにおける電気の使用 ・自動車など、化石燃料*の燃焼 ・廃棄物の焼却 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの効率利用 ・生活様式の見直し ・廃棄物の確実な分別
メタン (CH ₄)		<ul style="list-style-type: none"> ・化石燃料*の燃焼 ・廃棄物埋立地、家畜の腸内発酵など 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立量削減のため、3R*の推進
一酸化二窒素 (N ₂ O)		<ul style="list-style-type: none"> ・化石燃料*の燃焼 ・工業の製造過程など 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業事業者の生産プロセスにおける高温燃焼
オゾン層*破壊フロン*類	CFC HCFC 類	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンや冷蔵庫の冷媒 ・スプレーの噴射剤 ・工業の製造過程の洗浄剤 	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン*類回収と破壊処理 ・代替フロン*などの廃止
オゾン層*非破壊代替フロン*類	HFC PFC SF6	同上 <ul style="list-style-type: none"> ・電気の絶縁体など 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替物質、新技術への転換

温室効果ガス*中、約80%は二酸化炭素が占めています。

🌲 施策と取組

(1) 地球温暖化*の防止

① 省エネルギー*活動の推進

- ・生活様式の工夫や、省エネルギー*型製品の利用などの啓発に努めます。
- ・エネルギー需要が高まる夏期および冬期を中心に、需要の時間帯が過度に集中しないよう、エネルギーを利用する行動の時間帯をずらす「ピークシフト」を促すとともに、エネルギー効率の良い機器や電気以外のエネルギー源（例えば、熱利用の冷暖房、給湯、煮炊きなど）へ切り替える「エネルギーチェンジ」を促進します。
- ・家庭から排出される二酸化炭素の計算ができる、「環境家計簿*」の普及を推進します。
- ・地球温暖化*防止のために手軽にできる緑のカーテン*事業や、一斉気温測定*事業を推奨、支援します。

- 燃費が向上するエコドライブ*の方法を周知し、実践を働きかけます。
 - 徒歩や自転車、また公共交通機関の利用促進を市民に呼びかけます。事業者に対しては、自家用車を使わないで、公共交通機関などを利用して通勤する日として、「ノーマイカーデー*」の設定と実施を要請します。
 - ハイブリッドカー*などの低燃費車、低公害車（通称エコカー）への転換、普及のための啓発を行います。
 - 省エネルギー*の推進、エネルギーの効率化を啓発するとともに、環境に配慮した再生可能エネルギー*導入に向けた取組を支援します。
 - 「クリーンエネルギー研究会*」など工業事業者の研究会と連携し、市内の企業の技術を融合させるなどの施策により、技術革新による省エネルギー*を推進します。
 - “地球環境に配慮したものづくり”の輪を広げ、発展させていくための支援をします。
 - 不適切な屋外照明や過剰照明の自粛を促進します。
- ② 再生可能エネルギー*利用の促進
- 太陽エネルギー利用の普及啓発、および太陽光発電の普及を推進します。
 - 太陽光発電の公共施設への導入を図ります。
 - 太陽熱、地中熱、バイオマス*熱、排熱（空気、水）など再生可能エネルギー*の有効利用の推進を図ります。
 - 風力発電、中小規模の河川における中小規模水力発電の研究を進めます。
- ③ 地球温暖化*への適応
- 地球温暖化*の環境への影響や適応策に関連する情報の収集と提供に努めます。
 - 水資源、防災、食料、自然生態系、保健衛生などの各分野と協働し、適応策に関する認識の向上を図ります。

(2) 市民と進める地球環境の保全

- ① 協働による地球環境の保全
- 緑のカーテン*事業など、市民が参加して活動する施策を推進します。
- ② 環境関連団体との連携
- 「環境市民会議おかや」などの市民団体、各種団体との連携を図ります。
 - 環境保全に関する講演会やイベントを開催します。
- ③ 環境情報の整備
- 環境関連情報の収集とその体系的な整備を図り、広報活動を充実します。
 - 「京都議定書*」に代わる新たな気候変動枠組条約の制定、および世界、国、県の動向を考慮して、必要な施策を実施し、二酸化炭素の排出抑制に努めます。
 - 広報やホームページに各種環境関連情報を掲載し、情報の共有化とともに行動や実践に役立てます。



(緑のカーテン)

🌲 目標指標・数値

《指標名》

(1) 緑のカーテン*参加数

地球温暖化*防止のために手軽にできる緑のカーテン*事業を推奨し、市民、事業所などとの協働により日常の暮らしの中から地球環境の保全に取り組む。

(2) 環境配慮に関連した制度資金のあっせん件数

環境に配慮した再生可能エネルギー*を導入するために必要な施設、設備の設置及び研究開発への支援を行う。

(3) 育林（間伐など）によるCO₂吸収量

育林面積や植林を炭素吸収量として把握する。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1) 緑のカーテン*参加数	663件	730件
(2) 環境配慮に関連した制度資金のあっせん件数	5企業	45企業
(3) 育林（間伐など）によるCO ₂ 吸収量	972 t-CO ₂	400 t-CO ₂

🌲 目標達成のために必要な取組

《市民のみなさんは》

エネルギー問題への意識の向上

- ・家族で地球温暖化*問題やエネルギーについて話題にして、意識を高めましょう。
- ・環境家計簿*を活用し、エネルギー消費量を把握して家族ぐるみでその節減に努めましょう。

住宅の省エネルギー*型への転換

- ・住宅を新築または改築する際は、高断熱を配慮した構造とし、また、省エネ性能や再生可能エネルギー*導入の可能性に配慮しましょう。

（省エネ設備の具体例：ヒートポンプ方式、家庭用の燃料電池*など）

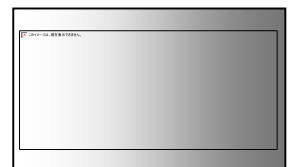
省エネルギー*型の製品を選択

- ・家電製品の買い替えの際は、省エネラベルなどのある商品で、消費電力や待機電力の低い製品を選択しましょう。

省エネラベリング制度：

省エネ基準達成商品：緑色地に白文字

省エネ基準未達成商品：白色地に橙色文字



国際エネルギースタープログラム：

パソコンなどOA機器の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークで、国際的な制度。



- ・白熱電球による照明は電球型蛍光灯、またはLED照明*などの低電力型に順次更新していきましょう。
- ・自家用車を買う際は、ハイブリッドカー*など、低燃費車、低公害車（通称エコカー）にしましょう。

家庭での省エネルギー*を心がけた生活の実践

- ・直射日光を緩和し、冷房効率向上のため「緑のカーテン*」を育てましょう。
- ・冬季の暖房温度は控えめにし、重ね着をしましょう。
- ・冷蔵庫は冷やし過ぎないように設定温度を適正にし、ものを詰め込み過ぎないようにしましょう。
- ・フードマイレージ*の考え方を尊重し、地元産の野菜などを消費（地産地消）しましょう。
- ・照明やテレビなど、家電製品は不要時には消しましょう。使わないときは電源プラグを抜くか、スイッチ付のコンセントにしましょう。
- ・エネルギー需要が高まる夏期および冬期を中心に、需要の時間帯が過度に集中しないよう、エネルギーを利用する行動の時間帯をずらす「ピークシフト」、およびエネルギー効率の良い機器や電気以外のエネルギー源（例えば、熱利用の冷暖房、給湯、煮炊きなど）へ切り替える「エネルギーチェンジ」を促進しましょう。
- ・給湯器類の湯温は、必要最低限の設定にしましょう。
- ・健康維持のためにも徒歩や自転車の利用を心がけましょう。
- ・できるだけ公共交通機関を利用し、自家用車の運転に際しては、アイドリングストップ*やエコドライブ*を心がけましょう。

再生可能エネルギー*利用機器の導入、促進

- ・太陽光、太陽熱、地中熱、排熱（空気、水）など再生可能エネルギー*を利用し、二酸化炭素の排出を抑制しましょう。（太陽光発電設備、ヒートポンプ、温水装置などの導入）
- ・バイオマス*利用として、薪や炭などの燃料を利用し、可能な限り地産品を使用しましょう。

《事業者のみなさんは》

エネルギー問題への意識の向上

- ・地球温暖化*問題やエネルギー*について意識の向上を図りましょう。

省エネルギー*化の仕組みの構築と事業所運営の実践

- ・事業所内の省エネルギー*化のためのマニュアル（ルール）などを策定し、また実施状況を確認するため、省エネの自己診断方法を確立して実施しましょう。
- ・直射日光を緩和し、冷房効率向上のため「緑のカーテン*」を育てましょう。
- ・ノーマイカーデー*を設定し、二酸化炭素排出削減のための行動を実践しましょう。
- ・自動車の運転に際しては、アイドリングストップ*やエコドライブ*に心がけましょう。

- ・事業所内LAN*などによりペーパーレスの仕組みを作り、プリント、コピーを減らしましょう。
- ・クールビズ*、ウォームビズ*を展開し、管理温度を夏期 28℃、冬期 20℃を推進しましょう。
- ・照度は適正にし、通路などの場所は不要時には消灯しましょう。機器類は不要時には電源 OFF、または電源プラグをコンセントから抜きましょう。
- ・エネルギー需要が高まる夏期および冬期を中心に、需要の時間帯が過度に集中しないよう、エネルギーを利用する行動の時間帯をずらす「ピークシフト」、およびエネルギー効率の良い機器や電気以外のエネルギー源（例えば、熱利用の冷暖房、給湯、煮炊きなど）へ切り替える「エネルギーチェンジ」を促進しましょう。

事業所のエネルギー削減の目標展開

- ・事業所の省エネルギー*目標を設定し、全員参加で目標を達成しましょう。そのためには、ISO14000 シリーズ*、エコアクション 21*などの環境マネジメントシステム*などを活用し、継続的改善のサイクルを廻すことが、活動をスパイラルアップ*する方法として効果的です。

建屋の高断熱化、設備、車両類の省エネルギー*化

- ・省エネルギー*仕様（高断熱）の建屋、高効率な空調機器を導入しましょう。
- ・自動車、建設機械、農業機械は、省エネルギー*型を選択、導入しましょう。
- ・設備機器類および生産用設備は省エネルギー*型を採用しましょう。

開発、製造する製品（商品）の省エネルギー*化

- ・製品の開発段階で、消費電力量や燃料消費量が最少となるよう設計しましょう。

工業事業者の工法改善や技術革新による省エネルギー*化

- ・低炭素社会*への対応として、環境負荷*削減の視点による経営が企業競争力の向上にもつながることを認識しましょう。
- ・リデュース*（Reduce）の考え方が電気などのエネルギーを最小にします。
例示：加工、処理時間の短縮。
- ・加工や組み立てなどにおいて、動力源の過剰な定格を確保することは避けましょう。例示：専用機などにおける過剰出力のモータ使用。
- ・工法改善や新技術を導入し、環境対応型加工（通称：エコマシニング）による抜本的な省エネルギー*化を実現しましょう。例示：クーラント用動力電力を削減するドライ加工や MQL 加工*、工程の短縮、新工法の導入など。
- ・製造プロセスにおいて、部品洗浄などに使用する温室効果ガス*排出係数が高い代替フロン*は、環境負荷*の少ない物質に変更しましょう。

太陽光などの再生可能エネルギー*の導入、または低炭素エネルギーの使用

- ・太陽光、太陽熱、地中熱、バイオマス*熱、排熱（空気、水）などの再生可能エネルギー*を利用し、二酸化炭素の排出を抑制しましょう。（太陽光発電設備、ヒートポンプ、温水装置などの導入）

- 二酸化炭素排出量の少ないエネルギー（都市ガスなど）を使用しましょう。

二酸化炭素排出量 (kg-CO₂) = 燃料使用量 (各単位)

×二酸化炭素排出係数* (各係数)

外灯および看板照明の自粛、営業時間の工夫

- 外灯や看板の照明は適度な明るさにとどめましょう。
- 事業所構内の外灯で、深夜に不要なものはタイマーなどで消灯しましょう。
- 終夜営業は、社会性、地域性、利用度などを考慮して、柔軟に判断しましょう。

2. 豊かな自然とふれあえるまち 《自然環境の保全》



本市は、周囲を山地、丘陵と諏訪湖に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれたまちであり、私たちの生活に潤いとやすらぎをあたえています。これらを市民共有の貴重な財産として将来に適切に引き継いでいくため、その保全を図ります。

🌲 現状と課題

(1) 水資源の保全

水資源やこれを涵養^{かんよう}する水源林は、将来にわたる貴重な財産です。本市においては、生活に欠かすことのできない上水道の水源として地下水に多くを依存していますが、近年、県内においては森林などの水源の涵養^{かんよう}機能の低下や、森林買収などによる水源への影響が懸念されています。このため、地下水など水資源の保全^{かんよう}（涵養^{かんよう}）や健全な水循環への配慮は重要な課題となっています。

(2) 生物多様性^{*}の保全

身近な自然の里山^{*}や湖沼、河川などが、アレチウリやブラックバスなどの特定外来生物^{*}に侵食されており、生物多様性^{*}が失われつつあります。

このため、里山^{*}や湖沼、河川の整備など身近な自然を再生し、生物や自然に親しむ場の確保を進めることが必要です。同時に在来生物の保護が必要となっています。

(3) 自然災害の防止

本市は、平成 18 年 7 月豪雨災害による甚大な被害を受けました。

水害や土砂災害の防止に向けた、上流域の治山治水対策において、森林などの保水力を高める諸施策が重要です。

恵まれた自然環境を維持し、これと調和しながら防災、減災害の施策を継続的に実施していくことが求められています。



(平成 18 年 7 月豪雨災害後の治山事業)



(4) 自然とのふれあい

自然への関心や理解を深め自然に配慮する行動をとることができる人材の育成と、自然とのふれあいの場や学ぶ機会を提供し、環境教育や自然と共生するまちづくりを進めていくことが必要です。

施策と取組

(1) 地域の特性に応じた自然環境の保全

① 里山*の保全・再生

- 水源、地下水の涵養*機能向上のため、山林を保全します。
- 治山、治水のための造林、育林および間伐などを推進、支援します。
- 植樹などの災害関連の防止策や行事への参加を呼びかけます。
- 農地が遊休荒廃化しないよう監視を強化し、農地再生の支援をします。
- 間伐材の有効利用のため、チップ化などにより里山*に還元します。
- 「水源の森百選*」に選定されている横川山の健全な森林を育成します。

② 生物多様性*の保全

- 諏訪湖や河川など、親水性に配慮した良好な水辺環境を維持し、水生生物を保護します。
- 現在の生態系*や農林水産業に悪影響を及ぼす恐れのあるアレチウリやブラックバスなどの外来生物*は、「入れない、捨てない、拡げない」ことを基本にして、在来生物の保護を図ります。

③ 自然環境保全の推進

- 地下水保全の重要性について啓発活動を行います。
- 雨水などの水を有効に利用するよう呼びかけ、普及啓発に努めます。
- 雨水貯留浸透施設の設置を推進します。
- 保水力を維持するため、森林や農地などを適切に維持管理するよう働きかけます。
- 地下水の涵養*のため、道路や駐車場の雨水地下浸透対策を推進します。
- 地下水は限りある資源であるとの認識の下、新たな井戸の掘削状況の把握や、地下水の水質の監視に努めます。
- 水の利用に当たっては、湧水、洪水、水質汚濁、生態系*への影響などの問題が生じないように配慮し、健全な水循環が維持されるよう努めます。
- 土地開発事業などにあたり、自然環境が破壊されないよう監視します。

(2) 自然とのふれあいの推進

① 自然とのふれあいの場の整備

- ピオトープ*や親水エリア*など、身近な自然の保護と再生に努めます。
- 自然景観を保全するため、眺望ポイントの保存および周辺の山々の自然植生の保護などを行います。
- 「残したい日本の音風景 100 選*」の「塩嶺小鳥のさえずり*」の自然を保護します。
- 公園、緑地、街路樹、水辺などの整備作業を計画し、参加を呼びかけます。

② 自然環境体験・自然環境学習の推進

- 環境に関する講座、教室などの充実を図り、学習の場を提供します。
- 普及啓発のための出前講座を実施します。
- 地域や各種団体などと連携し、環境の大切さの意識向上を啓発します。

- ・こどもエコクラブ*、環境セミナーなどの自然体験、自然学習の機会創出を行います。
- ・学校教育における環境教育*、学習など、一層の充実を図るため、支援を行います。



(水生生物観察会)



(野鳥観察会)



🌲 目標指標・数値

《指標名》

- (1) 子供が参加する環境団体数
子供が参加する環境団体（こどもエコクラブ*など）の登録、運営を支援し、環境教育*の推進を図る。
- (2) 森林の間伐面積
森林保全と災害防止のため、間伐による整備を行い、治山治水を図る。
- (3) 水の探検隊（水道施設の見学会）参加者数
水の大切さを実地で学び、生活習慣に役立てる。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1) 子供が参加する環境団体数	8 団体	40 団体
(2) 森林の間伐面積	243ha/年	100ha/年
(3) 水の探検隊（水道施設の見学会） 参加者数	17 名/年	25 名/年

🌲 目標達成のために必要な取組

《市民のみなさんは》

緑を大切にし、地域の自然環境の保全

- ・地域の古木や樹林を大切にし、その保全に積極的に参加しましょう。
- ・塀はできるだけ生垣づくりにし、庭木の植樹に努め、緑を大切に育てましょう。
- ・山菜取りなどで山に入る際は、樹木や草木、および山野草を大切にしましょう。

水の有効利用（大切に使い、節水する）

- ・水は貴重な資源であることを認識し、節水、再利用など、大切に使いましょう。
- ・水の利用に当たっては、水質汚濁、生態系*への影響などの問題が生じないように配慮し、健全な水循環が維持されるよう努めましょう。

雨水を浸透させ、地下水の涵養*機能の向上

- ・地下水の涵養*のため、雨水貯留タンクを設置して屋根の雨水を貯留し、草花や植木への散水を通じて、水を土にかえしましょう。
- ・庭などの地面はコンクリートなどによる舗装は避け、できるだけ地面を残しましょう。舗装する場合は透水性アスファルト舗装*や、水が浸透しやすいインターロッキングにしましょう。



（雨水貯留タンク）

農地、森林の保全と防災、減災のための森作りなどへの積極的参加

- ・山林保有者は山の保水力を高める効果のある、針葉樹と広葉樹が混在した混交林^{こんこうりん}の育成や、適度な間伐などを行い、水源の涵養*機能を高める「緑のダム」を育成しましょう。
- ・植樹、間伐、下草刈りなどの豪雨災害防止策や行事に協力しましょう。

公園、緑地、街路樹、水辺の整備などへの積極的な協力

- ・市や地域が行う公園、緑地などの清掃、美化活動に、積極的に参加しましょう。
- ・乾燥時の散水や草取り、落ち葉の片付けなど、自宅周辺の街路樹の管理に協力しましょう。

在来生物の保護

- ・鳥類、昆虫、魚類などの野生生物を保護し、生息環境の保全、管理に協力しましょう。
- ・現在の生態系*に悪影響を及ぼす恐れのある外来生物*は、「入れない、捨てない、拡げない」ことを基本に在来生物の保護を図り、外来生物*のアシチウリやブラックバスなどの駆除活動に参加しましょう。

自然とのふれあいの場の整備と環境に関する教育への参加

- ・生活排水は下水道に適正に接続し、小川などの水辺のきれいさが保てるよう親水性の向上に役立てましょう。
- ・諏訪湖や河川清掃の美化活動に積極的に参加しましょう。
- ・水辺や里山*にごみを残したり、ポイ捨てをして汚さないようにしましょう。
- ・こどもエコクラブ*、緑の少年団、水の探検隊、環境セミナーなどに積極的に参加しましょう。

《事業者のみなさんは》

自然環境の保全のための美化活動への参加

- ・ 諏訪湖や河川、公園、緑地などの清掃、美化活動には、事業所ぐるみで参加しましょう。
- ・ 乾燥時の散水や草取り、落ち葉の片付けなど、事業所周辺の街路樹の管理に協力しましょう。

節水と水の有効利用

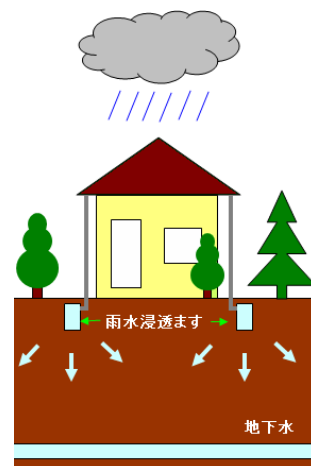
- ・ 水は貴重な資源であることを認識して、節水、再利用などに努めましょう。
- ・ 水の利用に当たっては、水質汚濁、生態系*への影響などの問題が生じないように配慮し、健全な水循環が維持されるよう努めましょう。

敷地内の地下水の涵養*機能の向上

- ・ 地下水の涵養*のため、敷地内のコンクリートなどの舗装は避け、できるだけ地面を残しましょう。舗装する場合は透水性アスファルト舗装*や、水が浸透しやすいインターロッキングにしましょう。
- ・ 建物の屋根の雨水は側溝に放流することなく、雨水浸透ますを設置し、地下水の涵養*に努めましょう。



(インターロッキング)



敷地内の緑化等、および自然環境への配慮

- ・ 敷地内の緑化を図り、また遊休地にはビオトープ*などを設置しましょう。
- ・ 建物の配置に留意し、敷地内の自然環境の保全に配慮するとともに、周辺との調和を図り、可能な限り緑地を維持しましょう。
- ・ 鳥類などの野生生物の保護のため植樹などで生息環境を維持し、夜間は過剰な照明による光害に配慮しましょう。

土地開発時の災害要因防止と自然環境の保全

- ・ 土地開発の際は、切土、盛土を極力避け、地形の変化による豪雨時の水害や土砂災害の発生要因を作らないようにしましょう。
- ・ 動植物の生息状況を確認し、土地開発による生態系*の変化や破壊のないよう配慮しましょう。

農地、森林の保全と防災、減災のための森作りなどへの積極的参加

- ・ 森林の保全と豪雨災害防止に向けた、植樹、間伐、下草刈りなどの活動に参加しましょう。

3. 安全で安心なすがすがしいまち 《生活環境の保全》



水質汚濁、土壌汚染*、光化学オキシダント*の発生、建物撤去時などの石綿（アスベスト）の処理などの公害問題が全国的に発生しています。本市においても大気汚染*、水質汚濁などの公害*のない安全で安心なまちづくりが求められています。発生源対策や汚染源の改善、および監視体制の強化や啓発に取り組みます。

🌲 現状と課題

（1）大気汚染*

- ① 市内の窒素酸化物*（NO_x）、硫黄酸化物*（SO_x）などの大気汚染物質測定結果は環境基準*を達成し、大気はほぼ良好な状態にあります。しかしながら、近年、PM2.5*（微小粒子状物質）や光化学オキシダント*の県内への移流など広域的な大気汚染*が問題になっています。本市においてもこれらの汚染物質に対して継続して適切に監視していく必要があります。
- ② 最近の生活苦情通報件数は、野外焼却（野焼き）による煙公害の通報が多く、市民の意識啓発が必要になっています。

（2）水質汚濁

- ① 塚間川などの河川の汚濁の程度を示すBOD*（生物化学的酸素要求量）は、概ね改善の傾向を示していますが、河川によっては、高い濃度の年も時々見られ、安定しているとはいえない状況です。今後も引き続き、管理を確実にし、汚濁物や灯油の流出などが発生しないよう努めることが必要です。
- ② 諏訪湖では、アオコの発生が減少し、水質は少しずつ改善しているものの、COD*（化学的酸素要求量）および全窒素の環境基準*の達成には至っていません。また、一方で、水草のヒシの大量繁茂や湖底の貧酸素*の拡大といった新たな課題が生じています。このため、より一層、諏訪湖浄化対策に取り組むことが必要です。
- ③ 本市においては、生活に欠かすことのできない上水道の水源は地下水に多くを依存しています。このため、地下水汚染*の防止は重要な課題となっており、水の循環利用も含めて水資源の保全が必要です。工場の排水管理と、地下水質モニタリング*を継続して監視していく必要があります。

（3）騒音、振動、悪臭

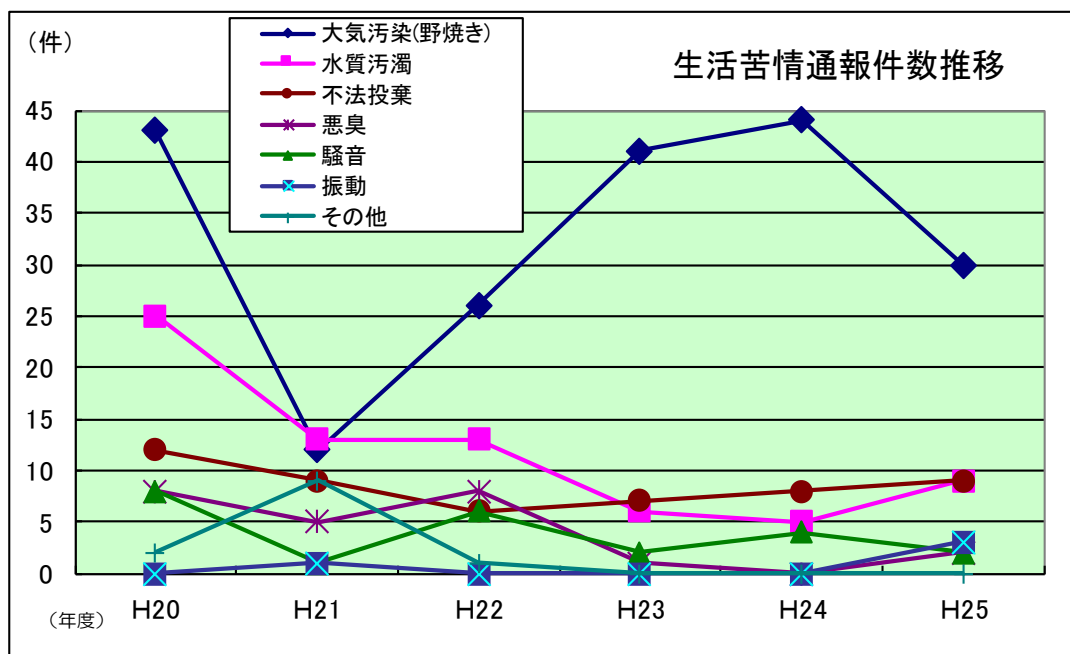
騒音、振動、悪臭は、感覚公害に分類され、人により感じ方が異なり、また地域性が強く、日常生活に関係が深い問題です。このため、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制基準の遵守など適切な指導に努めることが重要になります。

（4）ごみの不法投棄、野外焼却（野焼き）

ごみの不法投棄、および違法な野外焼却（野焼き）が後を絶たず、『岡谷市ポイ捨ての防止等に関する条例』や、『廃棄物の処理および清掃に関する法律』などの周知と啓発活動、および監視が必要です。

(5) 放射能汚染*

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故により、県内においては、放射能汚染*による健康への不安や農産物の風評被害など様々な方面で影響が生じています。市民の安全、安心を確保するため、放射能汚染*の正確な情報の提供が必要です。



🌲 施策と取組

(1) 総合的な生活環境保全対策の推進

① 水質汚濁・土壌汚染*・大気汚染*の防止

- ・実施中の河川水質調査、地下水質モニタリング調査*、地下水質追跡調査*などを継続実施し、実態を把握して水質監視を行います。
- ・諏訪湖の清掃活動やヒシ除去活動など、浄化対策に取り組みます。
- ・生活排水と雨水を分離して河川の浄化を図ります。
- ・下水道普及率の向上に努めるとともに、下水道の適正な利用に関する啓発と、適正な維持管理の推進をは図ります。
- ・家庭などで使う食用油は「使いきり」を呼びかけ、やむを得ず廃棄する場合は、適切な処理を働きかけます。
- ・減農薬栽培や適肥栽培など、農薬や肥料の使用抑制と、有機栽培を呼びかけます。
- ・事業者には、使用する有害化学物質を適正管理するように周知します。
- ・有害化学物質対策について、国、県の動向を把握し関係方面に情報を提供します。
- ・事業者などに対して、公害防止条例の遵守に関する指導に努めます。(必要に応じて公害防止協定)
- ・水質汚濁や大気汚染*の発生施設を有する事業所に対して、関係機関と協力し、施設の適切な維持管理要請、および公害防止対策の指導を行います。
- ・事業所などの排水や排ガスは排出基準値を遵守するよう指導します。

- ・オゾン層*保護のため、関係機関と連携し事業所におけるフロン*類などの使用削減を働きかけます。
- ・県や関係機関と連携して、PM2.5*（微小粒子状物質）および光化学オキシダント*の濃度の適切な監視と正確な情報の提供に努めます。

② 騒音・振動防止

- ・事業者などに対して、公害防止条例の遵守に関する指導に努めます。（必要に応じて公害防止協定）
- ・騒音、振動、悪臭を防止するための必要な監視と、苦情に対する適切な処理に努めます。
- ・騒音や振動の発生施設を有する事業所に対して、施設の適切な維持管理要請、および騒音、振動防止対策の指導を行います。
- ・施設や設備の導入時などに騒音、振動の影響が危惧される場合には、計画段階で対策を行うよう指導に努めます。
- ・住宅と工場の混在地区では産業育成などの施策と連携し、騒音、振動公害の防止に努めます。
- ・建設作業に伴う騒音、振動を防止するため監視と適切な指導を行います。
- ・主要道路の自動車騒音測定、公害苦情調査などにより状況を把握し、必要な是正を行います。

③ 放射能汚染*の監視

- ・市内全域を代表する地点で定期的に空間放射線量を測定し、その結果を公表します。
- ・放射能汚染*の常時監視を行う県と連携して、情報を公表するとともに、適切な措置をとります。
- ・保育園や学校の給食用食材について、定期的に放射能検査を実施し、安全な給食の提供に努めます。

(2) 野外焼却（野焼き）・不法投棄の防止

① 監視体制の強化

- ・野外焼却（野焼き）、不法投棄の防止を図るため、県、近隣市町村などと連携しパトロールの実施と防止看板設置などにより周知を図ります。
- ・『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』や『ポイ捨ての防止等に関する条例』に基づき、遵守状況の監視と評価を行い、適切な指導、啓発を行います。

② 啓発活動の展開

- ・野外焼却（野焼き）や不法投棄、ポイ捨てについて広報、ホームページなどを活用して周知し、モラル向上を図ります。

🌲 目標指標・数値

《指標名》

(1) 生活苦情通報件数

野外焼却（野焼き）、不法投棄、水質汚濁などの生活苦情通報件数の推移の把握と周知、啓発活動。

(2) 水質調査河川のBOD*最高値

水質調査河川の内、BOD*の最も高い河川の数値により、生活環境汚染の状況を把握する。

(3) 下水道の普及率

河川および諏訪湖の汚染を防止するため、下水道普及率の向上に努めるとともに、適正な利用に関する啓発と、適正な維持管理の推進を図る。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1) 生活苦情通報件数	55件	50件
(2) 水質調査河川のBOD*最高値	1.7 mg/ℓ	1.0 mg/ℓ 以下
(3) 下水道普及率	99.35%	99.55%

🌲 目標達成のために必要な取組

《市民のみなさんは》

水、大気や土地（土壌）を汚さない配慮

- ・ 諏訪湖や河川の清掃に積極的に参加しましょう。
- ・ 灯油が流出しないよう防油堤の設置に努めるとともに、地下浸透することのないよう灯油タンクの管理を行い、給油に十分注意しましょう。
- ・ 下水道に生ごみや異物（衣類など）を流さないなど、適正な利用に努めましょう。
- ・ 合併処理浄化槽を設置している家庭では適切な維持管理を行い、排水基準を守りましょう。また、下水道の供用が開始された場合は、速やかに下水道に接続しましょう。
- ・ 公共交通機関を有効に利用し、排気ガスによる大気汚染*を防ぎましょう。
- ・ ストープの煙突や厨房の排気は、高さや向きなど近隣に配慮しましょう。
- ・ 廃油類を地面に廃棄浸透させたり、河川へ放流するなどの行為は絶対にしないようにしましょう。

野外焼却（野焼き）、不法投棄、ポイ捨ての禁止

- ・ 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により家庭から出るごみや剪定枝の焼却は禁じられています。少量の落ち葉たききは可能ですが、時間帯や風向きなどを考慮して、近隣の迷惑にならないように配慮しましょう。

- ・不法投棄を発見したらすみやかに土地や建物の占有者（管理者）または関係機関に通報し、早期発見、早期対応に努めましょう。
- ・外出や行楽の時のごみは持ち帰り、正しく分別して正しく廃棄しましょう。
- ・たばこの吸殻、ガムなどをポイ捨てしないようにしましょう。
- ・犬のふんは飼い主が必ず持ち帰りましょう。

生活騒音の発生防止

- ・湯沸かし器やボイラー、エアコンの室外機などは低騒音型を選択し、近隣に影響の少ない場所に設置しましょう。
- ・自動車のアイドリングは騒音防止の観点から、必要最小限にしましょう。
- ・飼い犬などの鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

宅地の緑化による空気浄化作用

- ・緑化は空気浄化作用があるため、草花、樹木、生垣などを育てましょう。

《事業者のみなさんは》

公害防止管理の徹底と、事故および汚染の予防

- ・日常管理を徹底し、環境関連の事故および汚染の発生を予防しましょう。
- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音、振動規制法などにかかわる特定の施設を保有する事業者は、『特定工場における公害防止組織の整備に関する法律』に基づき、公害防止統括者などの選任や、公害防止組織を整備し、役割責任を明確にして公害防止を図るよう義務付けられています。
- ・事業所における公害関連の管理基準（値）は、リスク回避のため法令の基準より厳しい自主基準を設けて管理することを推奨します。
- ・地下タンクの漏洩検査、排水、排煙検査など、法規制を受ける公害関連の検査は確実に実施し記録を残しましょう。環境事故防止には予防、予知施策（リスク管理）を確立して運用管理することが肝要です。
- ・公害*や環境関連事故が発生した場合、ただちに適切な処理を行い、発生原因を明確にして再発防止策を的確に確立し、維持管理しましょう。

有害化学物質による汚染防止

- ・事業者は、製造工程設計の際、有害な環境関連物質を使用しない製造方法を採用しましょう。環境関連法令における使用禁止物質以外であっても、『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（略称：化管法）』に規定する、『化学物質排出移動量届出制度（略称：P R T R*制度）』の指定化学物質は極力使用しないことが管理を容易にします。

事業所からの排水処理管理と、土壌・地下水の汚染*防止

- ・事業所などからの廃水は、定められた排水処理を行って放流し、また排水処理施設は適切な維持管理を行いましょう。
- ・排水処理施設のない事業者は、外部委託処理を確実に行いましょう。
- ・廃液および廃油類は、貯留施設などの維持管理を徹底して、地面への浸透や河川などへの漏出を防ぎましょう。

- ・燃料や、有害物質の河川への流出防止、地下浸透を防ぐため、地上または地下タンクおよび配管などの点検（加圧漏洩試験など）を行いましょう。
- ・自主的に土壌調査を行い、人の健康や生活環境への被害防止に努めます。事業所からの用途変更時は確実な調査を行い、汚染が顕在化した場合は土壌の入れ替えなどの方法で土地の浄化が必要です。
- ・事業所の生活雑排水は、下水道に接続し、適正な利用に努めましょう。

農作物への殺虫剤、除草剤などの使用の最少化

- ・地下水汚染*の防止、栽培作物の安全性を維持するため、農薬や除草剤の過剰散布をやめましょう。

事業所、および建設作業における騒音・振動防止

- ・騒音、振動規制法の特定施設を所有する事業者、および特定建設作業を行う事業者は、外部への騒音、振動防止のための施策が必要です。
- ・騒音、振動の特定工場、および特定建設作業の指定如何にかかわらず、機械設備は維持管理し、騒音、振動の発生を防止しましょう。
- ・空調機の室外機、または送風機、排風機などは、近隣に影響の少ない場所に設置し、常に点検を行いましょう。
- ・貨物車、営業車のアイドリングをやめ、荷役作業時の騒音が近隣の迷惑にならないよう配慮しましょう。

営業騒音（深夜営業など）の防止

- ・飲食業などにおける、深夜の騒音防止に配慮しましょう。
- ・拡声機や音響機器を使用する際は、近隣の生活環境をそこなうことのないよう配慮しましょう。

野外焼却（野焼き）、不法投棄、ポイ捨ての禁止

- ・野外焼却（野焼き）、不法投棄、ポイ捨て防止の意識の向上を図りましょう。

敷地の空き地の緑化による、草木・樹木の空気浄化作用の利用

- ・緑化は空気浄化作用があり、またヒートアイランド現象を緩和するため、可能な限り緑化を推進しましょう。

悪臭発生の防止

- ・事業所から発生する臭気は、近隣の生活環境をそこなうことのないよう配慮しましょう。
- ・排気ダクトの排出口は高さ、向き、形状などに配慮し、排気が大気に十分拡散されるようにしましょう。

4. ものを大切にするまち 《循環型社会の構築》



地球の資源には限りがあります。大切な資源を枯渇させないために、持続可能な循環型社会*の構築をめざし、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割分担を明確にしながら廃棄物の発生抑制（リデュース*）、再使用（リユース*）、再資源化（リサイクル*）の推進に取り組みます。

🌲 現状と課題

（1）廃棄物の削減

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、物質的な豊かさを享受する一方で、廃棄物の増加に伴い、最終処分場*の不足や不法投棄など、様々な環境問題を生じさせています。本市においても、樋沢最終処分場*の残容量がひっ迫するなど、同様の問題を抱えています。このため、「家庭ごみの有料化」などを通じて廃棄物を削減することが、より一層重要になっています。

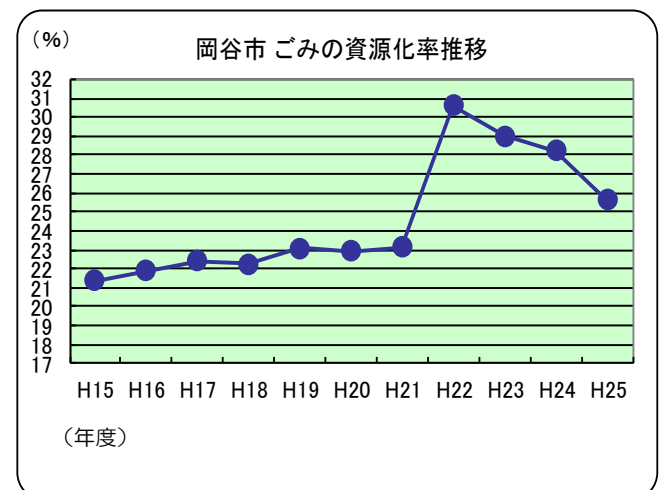
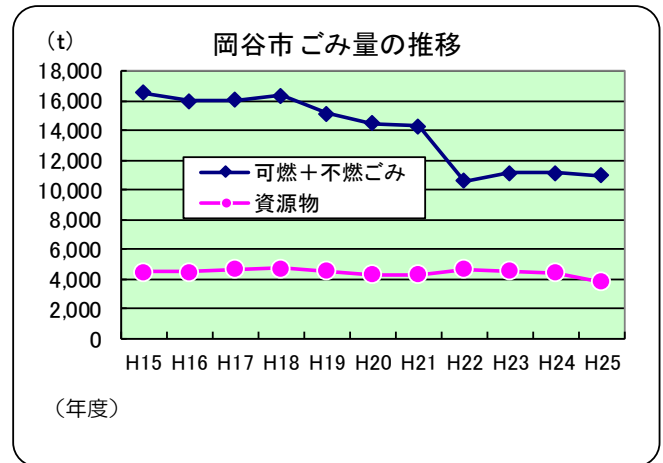
（2）ごみ量の推移

本市のごみ排出量は、平成 22（2010）年4月から実施した、家庭ごみなどの有料化に伴い大幅に減少しましたが、今後さらなる資源化の推進や、燃えるごみに含まれる資源物の分別への取組が必要です。

〔右 グラフ参照〕

（3）ごみ減量化の施策

家庭ごみ有料化により、排出量に応じたごみの処理手数料を徴収して負担の公平性を確保するとともに、生ごみのリサイクル*や資源物の分別回収を通じて、3R*（リデュース*、リユース*、リサイクル*）を推進し、ごみの減量やリサイクル*の意識を高めることが必要です。

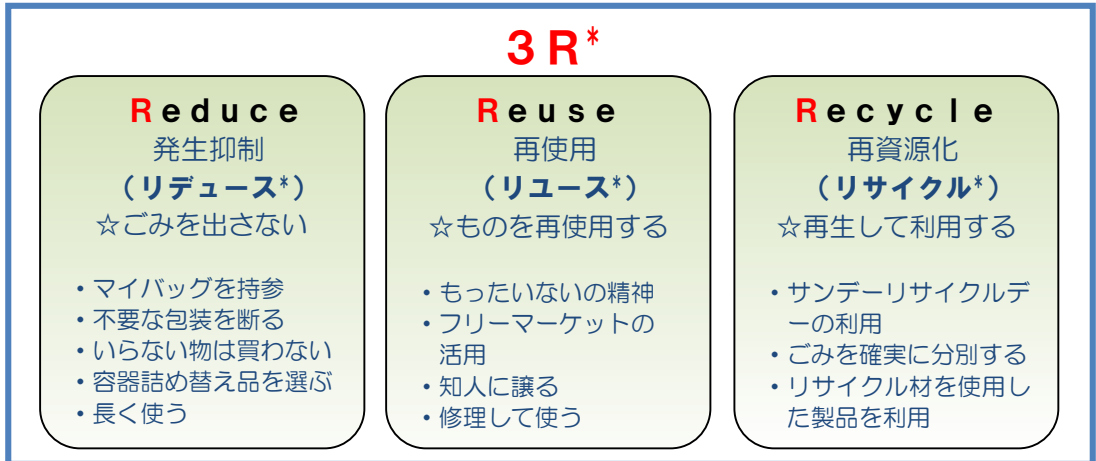


🌲 施策と取組

(1) 廃棄物の削減

① 3R*の推進

- ・3R*が浸透するよう、広報、分別講習会などを通じて周知するとともに、市民、事業者、行政が一体となり、役割を明確にして3R*に積極的に取り組むよう、啓発活動の充実を図ります。



② 再資源化（リサイクル*）の推進

- ・可燃ごみ発生量を減少させるため、特に再資源化（リサイクル*）の促進に取り組みます。
- ・廃棄物減量のため、プラスチック類などのリサイクル*の研究に取り組みます。
- ・生ごみのリサイクルを定着させ、コンポスト（堆肥化）や処理器などによる資源化の促進を図ります。
- ・使用済小型家電*の試験的な回収に取り組むなど、小型家電に含まれるレアメタル*（希少金属）などの有用金属*を再資源化（リサイクル*）することにより、資源の有効利用を図ります。
- ・廃棄物の処理と再資源化のシステムについて、『湖周ごみ処理基本計画』に基づき、広域的な取組を進めます。

③ 家庭ごみの有料化の定着

- ・排出量に応じたごみ処理手数料を徴収して負担の公平性を確保し、ごみの減量やリサイクル*の意識を高め、発生を抑制します。

④ ごみの収集の円滑化・効率化

- ・指定ごみ袋の使用や、資源物の定められた排出方法により、収集の円滑化、効率化を図ります。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

① 廃棄物の適正処理と施設の維持管理

- ・『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、適正な処理に努めます。
- ・樋沢最終処分場*の適正な維持管理に努めます。

② 廃棄物処理の広域化の推進

- ・経済性、効率性の面から湖周3市町の広域処理施設の整備を推進します。

③ 産業廃棄物*の処理

- ・事業者に対し、産業廃棄物*の削減や適正処理の遵守および再資源化の促進を働きかけます。


 目標指標・数値

《指標名》

- (1) 可燃ごみ発生量
- (2) 一人1日あたりの生活ごみ排出量
(家庭系可燃ごみ+家庭系不燃ごみ) ÷ 人口 ÷ 365 日
- (3) 資源化率
総ごみ量に占める資源物の割合。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1) 可燃ごみ発生量	10,834 t	10,000 t
(2) 一人1日あたりの生活ごみ排出量	426 g / 一人・日	400 g / 一人・日
(3) 資源化率	25.64%	41.06%

 目標達成のために必要な取組

《市民のみなさんは》

ものを大切にする生活様式の見直し

- ・「もったいない」の精神を大切にし、ものを大切にする心を育みましょう。
- ・ものを大切に扱い、より長く使用しましょう。
- ・ペットボトルなどの使い捨て商品の購入を控え、長く繰り返し使える商品、詰め替えのできる商品を利用し、容器の廃棄を抑えましょう。
- ・衝動買いをしないよう心がけましょう。

廃棄物を出さない生活様式と行動

- ・日常生活において、常に「3R*の精神」を意識し、励行しましょう。
- ・マイバッグ（買い物袋）を持参し、また過剰包装を断るなど環境に配慮した買い物をしましょう。
- ・生ごみの発生を抑えるよう、買い物や調理の工夫など環境にやさしいクッキング*（買いすぎない、食事を作り過ぎない、食べ残さない）に努めましょう。
(リデュース*の推進)

不要物の再使用

- ・不要となったものは、他人に譲ったり、フリーマーケットに出したりするなど、再使用の道を探りましょう。(リユース*の推進)

再資源化のための正しい分別と、適正な排出処理の実践

- ・不要となったものは資源になるものを分別し、リサイクル*されるよう正しい方法で排出しましょう。

- 販売店における食品トレイ、ペットボトル、紙パックなどの回収や、自動販売機の回収ボックスによる回収を有効利用しましょう。(リサイクル*の推進)
- 生ごみはコンポスト容器、電動式生ごみ処理器、ディスポーザー*排水処理システムなどを利用して堆肥化しましょう。堆肥として自家利用できない場合は農業者などに譲るなど、有効に再利用しましょう。
- 家電製品は、適正な再生処理や再資源化がなされるよう、家電リサイクル法など法律で定められた方法で処理し、リサイクル料金は正しく支払いましょう。

再生品、または再生材を使用した製品の積極的利用

- エコマーク*製品や、再生材料を使用している表示のある製品の購入に努めましょう。

エコマーク*：環境への負荷が少ない商品。



再生紙使用マーク：古紙配合率を示す。



問い合わせ：(財)日本環境協会エコマーク事務局

廃棄物の正しい分別と、収集体制への協力

- 廃棄するときは、リサイクル*を容易にするために、リサイクル識別表示マークにより分別しましょう。

主な表示マーク



問い合わせ：(財)日本環境協会エコマーク事務局

- 生ごみリサイクル事業に積極的に協力しましょう。
- 分別回収や、サンデーリサイクルデーを有効に活用しましょう。
- 粗大ごみが発生した場合には適正に処理し、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- 使用済小型家電*は適正に処理しましょう。
- 家庭で使う食用油は、残さず使い切りましょう。やむを得ず廃棄される場合は適切に処理しましょう。

《事業者のみなさんは》

開発、製造、販売する商品の資源有効利用

- ・開発製品（商品）は、製品の製造から廃棄までの環境に与える影響を数値化するライフサイクルアセスメント*手法（略称：LCA）を導入すると、環境負荷を低減することが可能です。
- ・開発製品（商品）はコンパクト設計とし、材料の使用を最小限にした省資源*型ものづくりを進めましょう。
- ・開発製品（商品）は長期間使用できる長寿命設計とし、また可能な限り再生材を使用しましょう。
- ・製品の過剰な型式変更（モデルチェンジ）は控えましょう。
- ・分解しやすく、再利用、再生使用しやすい製品開発に努めましょう。
- ・製品の修理など、アフターサービスの体制を整え、対応しましょう。

製品に使用する部材の有害物質非含有化

- ・製品が廃棄される際、再資源化を容易にするため、有害物質を含有しない部材を使用しましょう。

販売商品に使用する梱包・包装材の最少化、これの再利用、または再生使用

- ・製品を保護する梱包、包装材は、必要最低限の容積と材料にしましょう。
- ・梱包、包装材は再生可能な材料を選択し、可能であれば自社で再利用しましょう。

販売商品廃棄時のリサイクルシステムの構築と運用

- ・家電リサイクル法など、法に定めるリサイクル*のほか、自社製品のリサイクルシステムを構築しましょう

製造・サービス・その他すべての活動における廃棄物の発生抑制

- ・グリーン購入*を推進しましょう。
- ・詰め替え、補充方式の採用により、使い捨て商品の購入、使用を控え、廃棄される容器を減少させましょう。
- ・片面使用済み用紙の裏面使用、両面コピーを徹底しましょう。
- ・事業所内の報告、承認などは電子決裁システムにし、ペーパーレスの仕組みをつくり運用しましょう。
- ・仕入先からの部品の購入時、使い捨ての包装やダンボールに替えて、通い箱を採用しましょう。

産業廃棄物*の削減

- ・製造プロセスにおいては、切りくずや加工片などのスクラップが発生しないよう、また廃水や廃油が出ない工程設計をしましょう。
- ・発生したスクラップや廃水、廃油など、すべての産業廃棄物*は事業所内または外部でリユース*、またはリサイクル*の方法を研究し処理しましょう。

食品小売業、食品加工、飲食業者の計画的仕入れなどによるリデュース*の推進

- ・事業所は、『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律』（略称：食品リサイクル法*）にのっとり、食品廃棄物の発生抑制に努めましょう。
- ・適正な仕入れにより、売れ残りや賞味期限切れなどによる食品廃棄物の発生を抑制しましょう。

- ・調理くずが発生しないように工夫しましょう。
- ・使い捨ての割り箸はやめ、繰り返し使用できる箸に切り替えましょう。

食品小売業、食品加工、飲食業者の食品廃棄物のリユース*、リサイクル*の推進

- ・食品関連事業者は、『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律』（略称：食品リサイクル法*）にのっとり、食品廃棄物の再生利用などを促進しましょう。
- ・調理くず、または食品廃棄物は、直接有効利用する方法として畜産農家などに対し、飼料として再利用できるよう利用先を探して提供しましょう。
- ・直接処分できない場合は、自社処理や業者委託による堆肥化、または肥料化してリサイクル*しましょう。

産業廃棄物*の処理

- ・産業廃棄物*は適正に処理し、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- ・産業廃棄物*の発生抑制に努め、管理や処理にあたっては関係法令を遵守しましょう。
- ・産業廃棄物*の処理の委託にあたっては、委託業者と書面による契約を締結したうえで、産業廃棄物管理票*（マニフェスト）を交付し、さらに最終処分若しくは資源化まで適正に処理されていることを実地で確認しましょう。

廃棄物のゼロエミッション*を指向

- ・事業活動においては廃棄物が発生しないよう工夫し、発生した不用物（廃棄物）は、他の産業における有効利用先を探し、廃棄物ゼロを目標にしましょう。

5. 美しさと潤いのあるまち 《快適環境の形成》



公園、緑地、街路樹は、大気の浄化、騒音の遮断などの公害防止の他、ヒートアイランド現象*の緩和など潤いのある快適環境を保持するための大きな役割をもつ都市施設の一つです。

本市では、これまで公園や緑地の整備をはじめ、市街地再開発事業などの都市計画事業を進め、快適環境の形成に努めてきました。今後一層質の高い都市環境の整備、創出、および文化の薫り高い景観に配慮した快適環境の形成に取り組みます。

🌲 現状と課題

第3次岡谷市環境基本計画市民アンケートの調査結果では、多くの市民が「河川や湖の水、空気のきれいなまち」、「水辺、公園、自然がたくさんあるまち」、「ごみ散乱のない清潔なまち」になることを望んでいます。これに応じ、都市の形成、都市基盤の整備においても、自然と調和した潤いのある快適な都市環境づくりが求められています。本市にあっては、これまでも景観保護や緑化、美化の推進に努めてきましたが、これらの活動を充実させ、一層自然と調和した潤いのあるまちづくりを創出していくことが課せられています。

🌲 施策と取組

(1) 景観の保全と創出

① 景観を守り、新たな創出

- ・『岡谷市都市計画マスタープラン*』、『岡谷市景観形成基本計画*』を推進し、景観の保全、創出を図ります。
- ・人と動植物が共生できるよう、生態系*に配慮した自然環境の維持と創出に努めます。
- ・眺望ポイントを守り、周辺環境を大切にし、必要な整備に努めます。
- ・市民、事業者、行政が協力できるようなイベントや事業の運用体制を整え推進します。
- ・景観阻害要因の改善や規制を行います。また、太陽光発電、水力発電、風力発電など新たな施設の設置についても、景観を阻害することがないように監視します。

② 緑化と美化の推進

- ・公園、緑地、街路樹、水辺などにより形成される自然と調和した潤いのあるまちづくりを推進します。
- ・生活空間への緑化を推進するとともに、市民による緑化活動を支援します。
- ・ごみのない清潔なまちづくりを推進します。



(湖畔公園)



(横河川の桜並木)

🌲 目標指標・数値

《指標名》

(1) 緑と水辺の創出に対する市民の満足度

都市緑化の推進により、市民アンケートの満足度を上げる。

(2) 都市景観の整備

① 良好な景観に資する建築物など

長野県景観条例に基づく大規模な行為の届出件数の累計。

② 景観に対する市民の意識の向上

出前講座やワークショップなどにおいて、マニュアルの周知を行い、市民の景観に対する意識の向上を図るための啓発活動の回数（累計）。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1) 緑と水辺の創出に対する市民の満足度	23.7%	38.4%
(2) 都市景観の整備		
① 良好な景観に資する建築物など	20件	40件
② 景観に対する市民の意識の向上	3回	12回

🌲 目標達成のために必要な取組

《市民のみなさんは》

公園、緑地、街路樹、水辺の清掃美化への協力

- ・公園や緑地などの清掃、美化行事に参加しましょう。
- ・乾燥時の散水や草取り、落ち葉の片付けなど、自宅周辺の街路樹の管理に協力しましょう。

自宅敷地の緑化

- ・まちなみの潤いを保つためにも、樹木や草花を育てましょう。

《事業者のみなさんは》

公園、緑地、街路樹、水辺の清掃美化への協力

- ・公園や緑地などの清掃、美化行事には、事業所ぐるみで参加しましょう。
- ・乾燥時の散水や草取り、落ち葉の片付けなど、事業所周辺の街路樹の管理に協力しましょう。

事業所内の緑化

- ・まちなみの潤いを保つためにも、樹木や草花を育てましょう。

事業所の構築物をまちなみの景観に調和

- ・周辺の景観にあった建築物となるよう配慮しましょう。

6. みんなが環境保全に参加するまち 《参加と協働》



近年の環境問題は、身近な生活環境から地球規模の問題まで多岐にわたるため、『第3次岡谷市環境基本計画』に掲げた6項目の基本目標のそれぞれにおいて《参加と協働》が重要です。そして、基本計画の全体の推進においては、市民、事業者、行政が一体となって自主的、積極的な取組を展開していくことが重要であり、これが計画達成を左右します。そのために、推進全般にかかわる環境関連の教育、啓発、環境情報の収集や伝達などの施策を推進していきます。

🌲 現状と課題

(1) 環境保全に対する意識

第3次岡谷市環境基本計画市民アンケートの調査結果でも地球温暖化*や異常気象、諏訪湖や河川の水質浄化、不法投棄、ポイ捨てなどの環境問題に高い関心が示されており、環境問題に対する意識の高まりが伺えます。一方ではごみの分別不良や不法投棄などが後を絶たない状況にあります。

環境保全の意識の高まりが自発的な行動に結びつくように、教育、学習、および市民、事業者の協働を一層推し進める必要があります。

(2) 役割認識と自発的行動

身近な環境の維持、より良い環境の創出、そして広く地球環境保全のために取り組んで成果をあげることは容易なことではありません。

そのため、各層（市民、家庭、学校、団体、事業者、行政など）がそれぞれの役割を認識して行動し、その責務を担っていくことと、相互に協力していくことが必要です。そして、自発的な参加と行動が定着、維持されるよう環境保全活動を継続的に推進していくことをめざします。

(3) 環境教育および学習

環境問題の重要性の認識や、課題解決のためには環境保全意識の向上とともに、学習、知識の習得が必要です。また、子どものころからの学習や、市民に対しての施策の実践段階での説明や周知も必要です。

(4) 環境保全と事業活動

事業活動においては、製品やサービスを提供していただくとともに、地域雇用も確保する役割を果たされています。一方では、生産活動やサービス活動は環境負荷*を伴います。これら環境負荷*削減と事業活動とが両立するような施策が必要です。

(5) 環境情報の収集と業務への反映

環境維持のために関連法令、条例の改正頻度が多くなり、また、新たな環境保全技術が開発されています。正確な情報を迅速に収集し、これを広く伝達して業務などへ反映していくことが肝要です。

🌲 施策と取組

(1) 自発的参加と行動、活動の推進

① 環境教育・学習*の推進

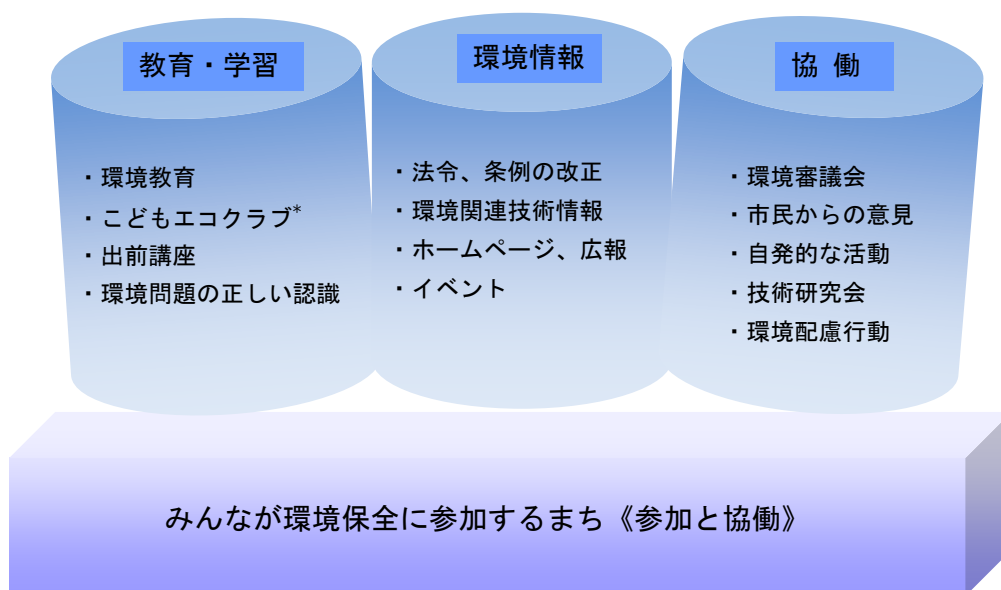
- ・学校の環境教育が、一層推進されるよう配慮します。
- ・市民、事業者、各種団体などに対して、各種出前講座を実施します。
- ・「こどもエコクラブ*」、「みどりの少年団」など子どもが参加する環境団体の育成と支援を行います。

② 環境情報の活用

- ・環境に関する議定書など、また国の法令、県条例などの制定、改正内容を適時的確に入手して、『第3次岡谷市環境基本計画』の実施推進に反映します。
- ・変化する環境関連技術やその他の環境関連情報を収集し、必要な情報を広報やホームページに掲載するなど、広報活動の充実に努めます。
- ・イベントの開催により、環境保全に関する知識の普及活動を行います。

③ 市民・事業者・行政との協働

- ・環境審議会による環境基本計画の検討、および計画実施段階での実績、実態を把握して開示します。
- ・環境施策の推進にあたっては、市民からの意見の反映に努めます。
- ・地域住民や市民団体などによる自発的な環境保全活動を促進するため、その育成、支援に努めます。
- ・環境保全と事業活動の両立をめざし、技術革新の必要性の啓発、各種技術研究会による技術融合を図ります。
- ・市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めるアダプトプログラム*を推進し、市民協働の機会創出を図ります。



🌲 目標達成のために必要な取組

《市民のみなさんは》

環境保全は全員参加

- ・市民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境に配慮した行動をとりましょう。

環境保全活動に自発的参加と行動ができる意識の醸成

- ・市民一人ひとりが環境問題を正しく認識し環境人*として行動し、その「環」^わを広げていきましょう。
- ・家庭で環境問題を話題にし、環境に配慮した行動を習慣づけましょう。
- ・地域や団体などの環境保全活動に積極的に参加しましょう。

環境関連の教育や研修に積極的に参加

- ・市などが開催する環境学習*の場に積極的に参加し、正しく幅広い知識を身につけましょう。
- ・環境の現況を把握するための、モニターなどの調査活動に参画しましょう。
- ・地域で環境について学び、行動する機会をつくるように努めましょう。

環境情報を集め、知識の向上と実践

- ・市のホームページ、広報、また一般報道などの環境関連情報に関心をもち、知識を吸収して実践しましょう。

《事業者のみなさんは》

環境保全と事業活動の両立

- ・環境保全と事業活動が両立するように、環境マネジメントシステム*を構築し運用しましょう。
- ・活動の結果、環境保全効果を確認するとともに、環境会計の導入により、環境保全のために要した費用と経済効果を把握し、経営計画に反映しましょう。
- ・事業所は、各種技術研究会などに積極的に参加しましょう。

環境保全教育の充実

- ・環境問題の知識向上と、環境保全への意識醸成を推進しましょう。

環境情報の提供および収集と、業務への反映

- ・販売商品のリサイクル方法の情報提供や、PR活動に努めましょう。
- ・環境関連法令の制定、改正、および関連する情報収集に努め、事業活動に確実に反映しましょう。

外部への環境情報の公開

- ・万一、環境関連の事故が発生した場合は、被害、影響を最小限に抑えるための適切な措置を講じ、関係機関への通報、報告を遅滞なく行った上で再発防止策を確立しましょう。
- ・事業活動における環境負荷*は極力開示しましょう。なお、特定の化学物質の使用状況については、PRTR制度*に基づき届出が必要です。

環境保全ボランティア活動への参加支援

- ・各業界やNPOなどが主催する、環境ボランティア活動へ参加しましょう。

第4章 計画の推進のために

『岡谷市環境基本条例』では、環境施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な推進体制を整備することとされています。広くは国、県、および関係行政機関などの施策と融合し、連携を図ります。この計画がめざす望ましい環境像「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」を実現するためには、市民、事業者、各種団体および行政が、それぞれの分野での役割を認識し、連携、協力して共に推進していく必要があります。

そのため、着実に推進される仕組みを整備し計画の実効性を確保するため、PDCA*サイクルによる適正な進行管理を行います。

1. 推進体制

岡谷市環境審議会

環境保全に関する基本的事項について、調査や審議するための市長の諮問機関として設置されています。毎年度、岡谷市環境審議会へ計画に基づく施策の進捗状況を報告し、岡谷市環境審議会から意見や提言を受け、施策の展開を図ります。

岡谷市環境保全推進委員会

庁内各課の連携を図り計画を総合的かつ効果的に進めるため、庁内関係部課で組織する岡谷市環境保全推進委員会を機能させ、全庁的な取組を推進します。毎年度、計画の進捗管理を行い、達成目標の評価、その結果を踏まえた施策の見直しや改善などを行います。

市民、事業者、各種団体との連携

あらゆる機会をとおして計画を周知するとともに、学習機会や情報の提供を行い、環境保全についての理解と相互協力のもと、市民総参加での取組を進めます。

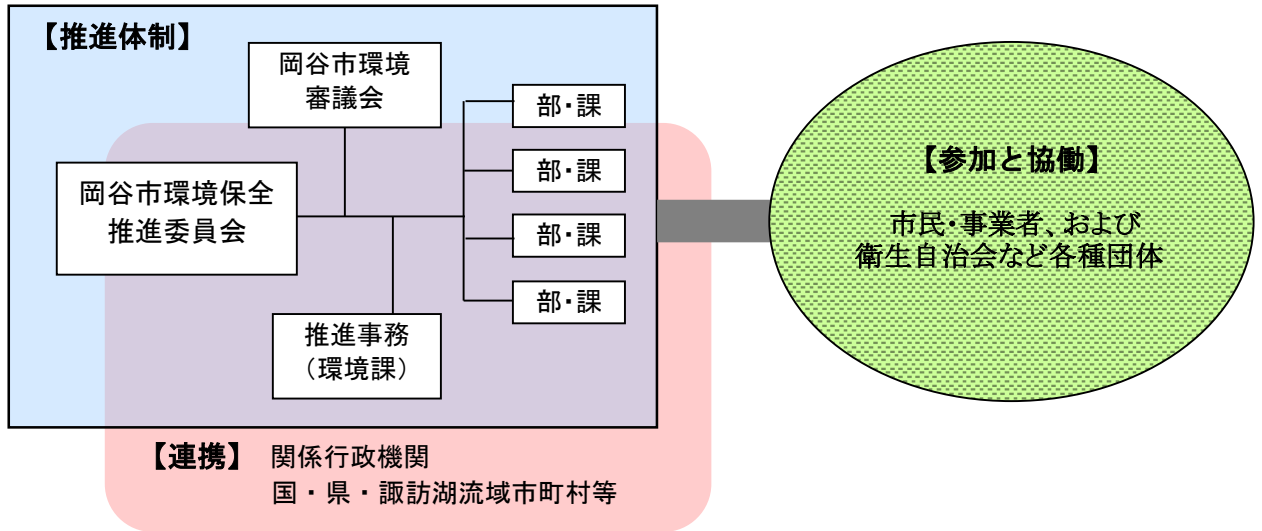
また、「環境市民会議おかや」や衛生自治会など各種団体と連携して、多くの市民の参加と協働により、望ましい環境像「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」の実現をめざします。

諏訪湖流域市町村との協調、協働

広域での事業の推進、および緊密な連携を図って環境施策を推進します。

国、県、関係機関、各種団体との連携

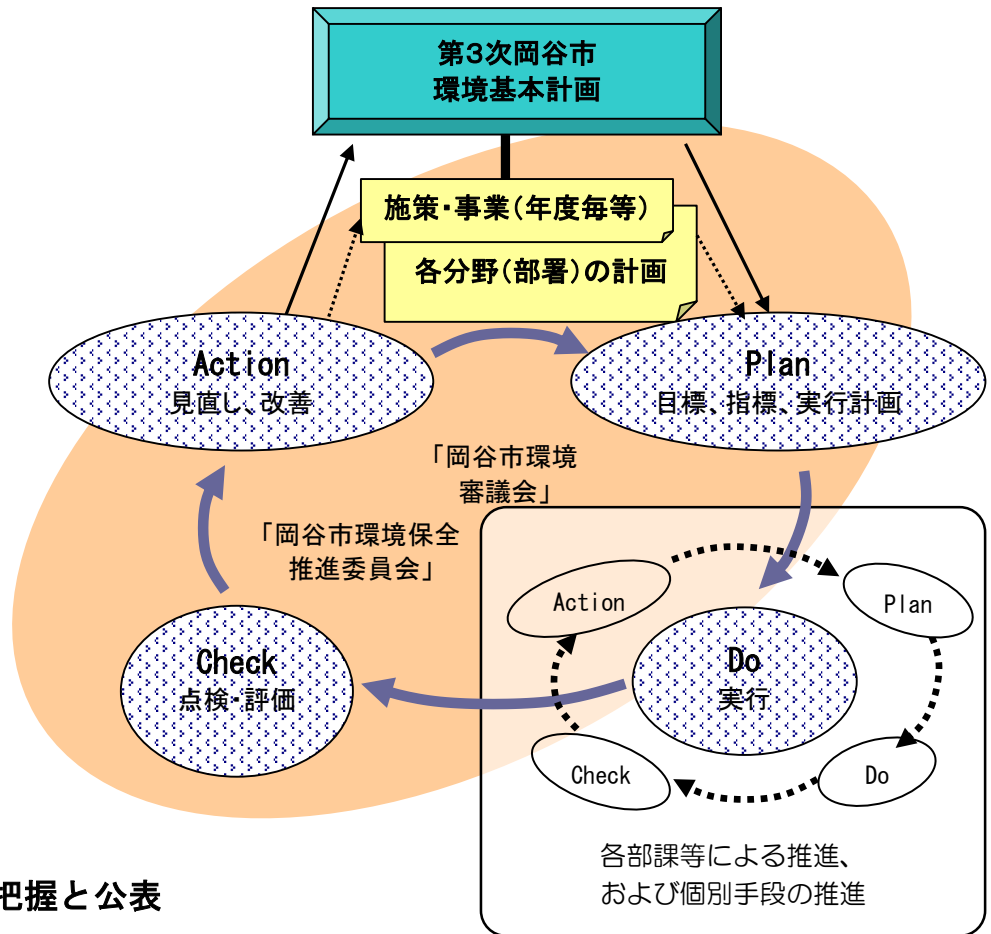
多様化、複雑化する環境問題に対応するため、国、県、他の地方自治体や関係機関、および各種団体などと連携、協力し、効果的な環境施策の推進を図ります。



2. 計画の進行管理等

🌲 PDCA*による進行管理

定期的に環境施策の実施状況をとらまとめ、岡谷市環境審議会などへ報告し意見を求め、環境施策の実行を高めます。



🌲 実施状況の把握と公表

行動の指標として設定した指標、目標値の実績を公表し、環境施策の効果的な推進を図ります。

付属資料

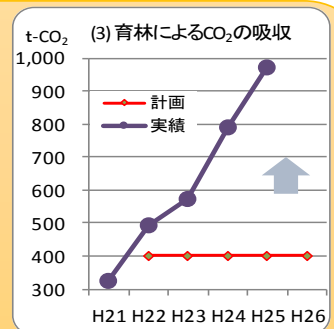
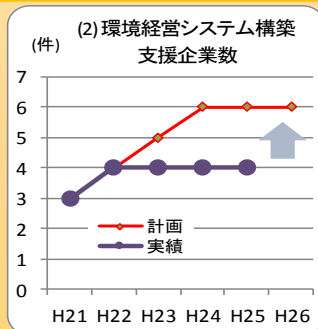
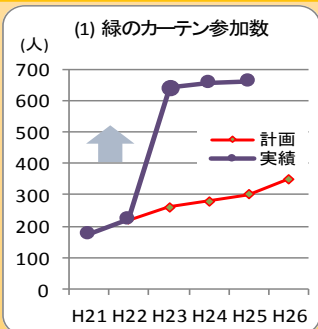
- ◇ 第2次岡谷市環境基本計画の「基本目標別、目標指標の推移（平成22年度～平成26年度）」
- ◇ 第3次岡谷市環境基本計画策定の経過
- ◇ 岡谷市環境基本条例
- ◇ 岡谷市環境審議会委員名簿
- ◇ 岡谷市環境審議会に対する市長の諮問
- ◇ 岡谷市環境審議会からの市長に対する答申
- ◇ 用語の説明

『第2次岡谷市環境基本計画』(平成22年度～平成26年度)

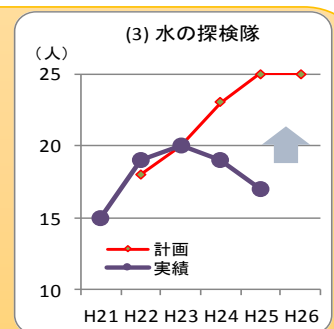
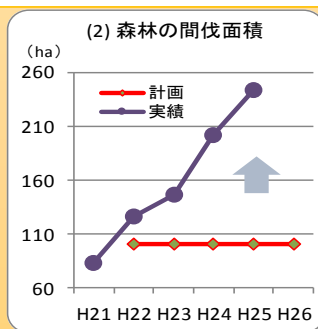
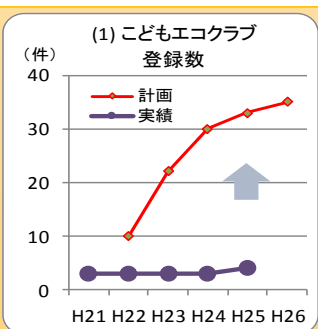
基本目標別 目標指標の推移

↑ または ↓ : 目指す方向

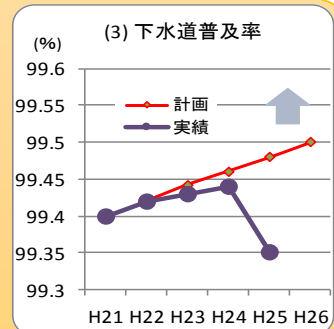
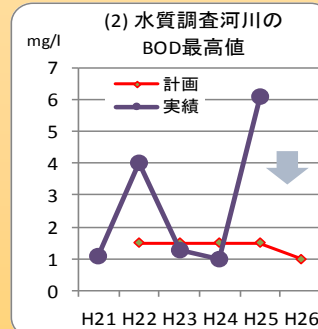
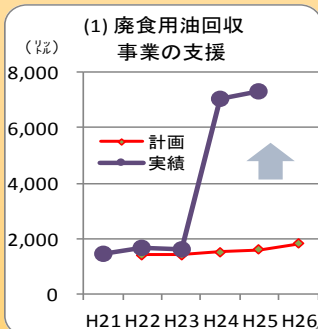
① 地球環境の保全



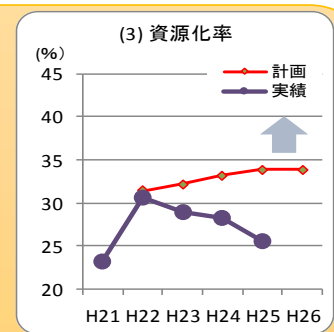
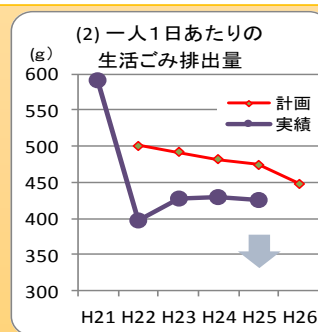
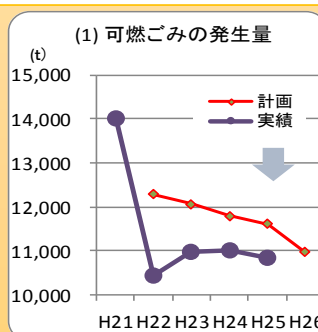
② 自然環境の保全



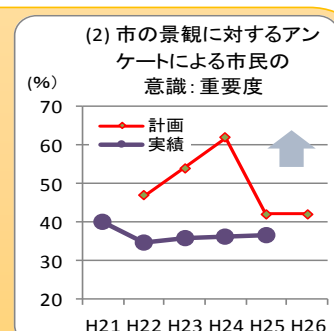
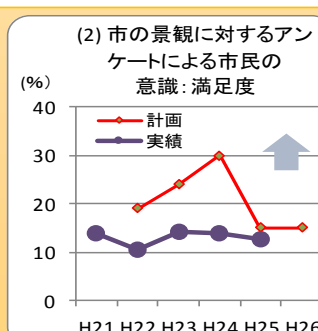
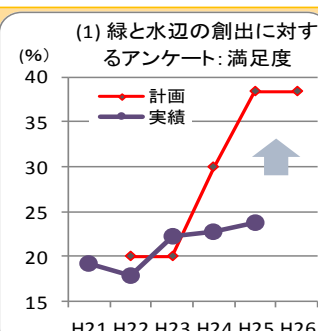
③ 生活環境の保全



④ 循環型社会の構築



⑤ 快適環境の形成



第3次岡谷市環境基本計画策定の経過

年 月 日	説 明
2014年(平成26年) 6月	第3次岡谷市環境基本計画 市民アンケート調査の実施 ・一般市民1,500人 ・事業者1,592事業所 ・小中学生912人
6月18日	第1回環境保全推進委員会(概要説明・素案体系協議)
6月24日	第1回環境保全推進委員会研究部会(概要説明・素案体系協議)
7月25日	第2回環境保全推進委員会研究部会(素案協議)
8月11日	第1回環境審議会(概要説明・素案体系審議)
9月26日	第3回環境保全推進委員会研究部会(諮問案検討)
9月29日	第2回環境保全推進委員会(諮問案検討)
10月3日	第2回環境審議会(第3次岡谷市環境基本計画の諮問・諮問案審議)
10月8日	パブリックコメントの実施(～11月7日)
11月12日	第3回環境審議会(諮問案審議)
12月9日	第4回環境審議会(諮問案・答申書検討)
12月18日	環境審議会より答申
2015年(平成27年) 1月22日	第3回環境保全推進委員会(答申内容の報告・計画案協議・承認)
2月10日	行政管理委員会(最終決定)
3月5日	社会委員会(報告)

岡谷市環境基本条例

平成 10 年 12 月 22 日
条例第 32 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 環境施策の基本的事項
 - 第 1 節 施策の基本方針等(第 6 条・第 7 条)
 - 第 2 節 基本的施策(第 8 条—第 18 条)
 - 第 3 節 施策の推進体制(第 19 条・第 20 条)
- 第 3 章 岡谷市環境審議会(第 21 条—第 29 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営んでいく上で必要とされる健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けられるとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っていることを認識して行われなければならない。

2 環境の保全は、人類が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、自然と人とが共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、環境が有限な資源であることを認識して、すべてのものの適切な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市が行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、公害の発生の防止及び自然環境の適正な保全に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うこと及びその事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を少なくするよう努めるものとする。

3 事業者は、市が行う環境施策及びその事業所が所在する地域における環境保全活動に協力するものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において物を大切にすることを、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の減量等を実践することにより、環境への負荷を少なくするよう努めるものとする。

2 市民は、自ら環境の保全について認識を深めるとともに、市が行う環境施策に協力するものとする。

3 市民は、地域における環境保全活動に積極的に参加するものとする。

第2章 環境施策の基本的事項

第1節 施策の基本方針等

(基本方針)

第6条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づくものとする。

- (1) 人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保に配慮するとともに、自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつその適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。
- (3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を推進し、環境への負荷を少なくさせる仕組みを構築すること。
- (4) 自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的、文化的な特性を生かした良好な生活環境を確保すること。
- (5) 地域における環境保全活動を通じて、地球環境の保全に貢献すること。
- (6) 市民及び事業者(以下「市民等」という。)の自主的かつ積極的な環境保全活動が促進されること並びに市民等の環境の保全に関する意見が反映されること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、岡谷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 環境への配慮の指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見の反映に努めるとともに、第21条に規定する岡谷市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、環境基本計画の適切な運用と進行管理を行い、必要があるときは環境基本計画を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 基本的施策

(規制の措置)

第8条 市は、公害の防止、自然環境の保全及びその他環境の保全に資するため、必要があるときは適切な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第9条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷を少なくするための施設の整備その他の適切な措置に対し、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用等の促進)

第10条 市は、市民等による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等)

第11条 市は、環境の保全に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第12条 市は、市民等が環境の保全について理解を深めるとともに、環境保全活動を行う意欲を高めるため、環境教育及び環境学習の振興に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供等)

第13条 市は、環境の保全に関する情報を適切に提供し、又は広報活動を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 14 条 市は、市民等及びこれらの者の構成する民間団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境保全活動を促進するため、必要があるときは適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない事業所の育成)

第 15 条 市は、事業者が自ら環境の保全に配慮した事業活動を行い、環境への負荷の少ない事業所となるように育成するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視及び調査の充実)

第 16 条 市は、環境の状況を把握するための監視及び調査を充実させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(諏訪湖及び天竜川の水質浄化)

第 17 条 市は、関係行政機関及び民間団体等と連携を図り、諏訪湖及び天竜川の水質を浄化するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第 18 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護及びその他の地球環境の保全に関して、地域において取組が可能な施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 施策の推進体制

(推進体制の整備)

第 19 条 市は、環境施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関等との協力)

第 20 条 市は、環境施策の実施に当たっては、関係行政機関及び民間団体等と連携を図り、協力してその推進に努めるものとする。

第 3 章 岡谷市環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、岡谷市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 22 条 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、環境の保全に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係行政機関職員
- (3) 一般公募者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平成 15 条例 8・一部改正)

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 25 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 27 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の意見を聴いて市長が委嘱する。

3 専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 28 条 審議会の庶務は、市民環境部環境課が行う。

(平成 18 条例 1・平成 20 条例 11・平成 23 条例 1・一部改正)

(委任)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岡谷市環境審議会条例の廃止)

2 岡谷市環境審議会条例(昭和 47 年岡谷市条例第 6 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定により委嘱された岡谷市環境審議会委員及び岡谷市環境審議会専門委員は、この条例の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成 15 年条例第 8 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員に委嘱されている者の任期は、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 11 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

岡谷市環境審議会委員

(五十音順)

会 長	笠 原 亥一郎	一般公募
副会長	武 井 末 子	一般公募
委 員	伊 東 和 徳	長野県諏訪地方事務所環境課
委 員	小 口 弘 彦	一般公募
委 員	小 口 泰 史	岡谷商工会議所
委 員	小 林 基 江	岡谷薬剤師会
委 員	西 山 周 治	岡谷市区長会
委 員	林 まゆみ	岡谷市消費者の会
委 員	春 山 洋	岡谷市医師会
委 員	三 沢 雅 芳	長野県工業技術総合センター
委 員	宮 坂 政 幸	信州諏訪農業協同組合
委 員	宮 下 哲 則	一般公募
委 員	山 口 明	ユニー(株)アピタ岡谷店
委 員	山 崎 舜 次	岡谷市衛生自治会連合会
委 員	横 内 宏 行	岡谷市校長会

諮問、答申内容

諮問書

26環第40号
平成26年10月 3日

岡谷市環境審議会
会長 笠原 亥一郎 様

岡谷市長 今井 竜五

諮 問 書

岡谷市環境基本条例第7条の規定に基づき、第3次岡谷市環境基本計画について諮問申し上げます。

答申書

平成26年12月18日

岡谷市長 今井 竜五 様

岡谷市環境審議会
会長 笠原 亥一郎

第3次岡谷市環境基本計画について（答申）

平成26年10月 3日付環第40号をもって貴職から諮問されました第3次岡谷市環境基本計画について、本審議会は慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

(別添)

今日の環境問題は複雑多様化し、また、不法投棄やポイ捨て、大気汚染、水質汚濁、騒音など身近な問題から地球温暖化など地球規模の問題まで多岐にわたっています。近年の猛暑や大雪、局地的大雨などの異常気象も、地球温暖化が原因ではないかと言われています。これらの環境問題は、私たち一人ひとりの普段の社会経済活動に起因しています。環境問題の解決に向けて、社会経済システムやライフスタイルのあり方を見直すことにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築していくことが必要とされています。

そのため、環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進することはもちろん、市民、事業者、行政が環境問題を自らの課題として捉え、適切な役割分担の下、相互に連携し、環境保全に向けて自主的、積極的に行動していくことが求められています。また、将来の世代に、岡谷市の健全で恵み豊かな環境を継承していくことは、現在に生きるわれわれの責務であるため、世代を超えて環境保全の取組を進めていくことが必要であり、特に次世代を担う子どもたちの役割は重要となっています。

この度諮問された第3次岡谷市環境基本計画は、最近の環境、エネルギー問題を踏まえ、持続可能な社会の構築に向けて、今後5年間の岡谷市としての取組が明確に示されており、その推進に大きな期待を寄せるところです。環境問題はあまりにも広範かつ多岐、複雑であることから、現場に即した実効性のある取組を多くの市民によりわかりやすく提示し、市民の理解と協力を得ながら本計画を積極的に推進していただくようお願いいたします。

このような視点から、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、市民、事業者、市が一体となって環境保全を推進するための指針として、重要な役割を有する環境基本計画の意義を踏まえ、次のとおり意見、要望などを添えて答申といたします。

意見・要望等

1. 第3次環境基本計画は、岡谷市環境基本条例の基本理念の実現に向けた環境に関する取組を推進する重要な指針であることから、子どもから大人まで幅広い世代を対象に、わかりやすく効果的に周知されるよう要望いたします。
2. 環境に関する意識を高めるためには、子どもの頃からの環境教育、学習が重要であることから、保育園、幼稚園、学校など関係機関と連携協力した環境教育、学習の積極的な展開に努めるよう要望いたします。
3. 環境保全の取組を総合的、計画的に推進するため、市は地域の取組を先導し、市民、事業者の取組の模範となるよう、自ら率先して環境の保全のための行動に努めるよう要望いたします。
4. 平成23年3月の東日本大震災を契機に、国、県ではエネルギー政策の見直しが進められています。その動向を注視し、太陽光、熱、地中熱などの自然エネルギーや新エネルギーの利用促進など、市民、事業者が参加できる温暖化防止対策に対し、積極的な支援に努めるよう要望いたします。
5. 諏訪湖の浄化や水資源の保全、放射能汚染、PM2.5の監視など広域的な環境問題は、近隣市町村および県等関係機関と十分な連携を図り取り組むよう要望いたします。
6. 大勢の市民の積極的な参加により実施している「緑のカーテン」や「一斉気温測定」、「諏訪湖周一斉清掃」など、岡谷市の特色を活かした地道な取組については、今後も継続し、さらなる発展に努めるよう要望いたします。

用語の説明

【ABC (アルファベット)】

- BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略。河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量。数値が高いほど有機物の量が多く、水が汚れていることを示す。
- COD (化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略で、湖沼などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、有機物を酸化剤で化学的に分解(酸化)するときに消費される酸化剤に対応する酸素の量。数値が高いほど有機物の量が多く、水が汚れていることを示す。
- ISO14000 シリーズ

国際標準化機構である ISO (International Organization for Standardization) が発行する環境マネジメントシステム*と、環境監査などに関する国際規格でシリーズがある。製品提供やサービスの過程における環境保全について統一基準を示しており、ISO14001 は、①環境保全、改善のための経営方針と行動計画の策定、②行動計画の実行、運用のための環境管理体制の整備と監査、是正について継続性をもって実施することが盛り込まれている。
- LAN

ローカルエリアネットワーク (Local Area Network:LAN)、通称ランと呼ぶ。ビル内や事業所内など、敷地が限定された範囲で構築されるコンピュータネットワークのこと。コンピュータをケーブルや無線、中継機器を利用して接続し、相互のデータ交換を行う。
- LED照明

LEDとは、Light Emitting Diode の略で発光ダイオードのこと。電気を流すと発光する半導体の一種。これを使用した照明器具で光量が多く、明るく、非常に低電力でかつ長寿命。
- MQL加工

極微量切削油供給 (Minimum Quantity Lubrication) 方式を用い、1~2ミクロン程度の微細粒子化した切削油を、数~数 10ml/h 程度の極微量(従来型の給油量の数万分の一)で圧縮空気とともに切削部へ供給する加工方法で、鉱物油使用や切削油供給時電力量などの環境負荷*が低減できる。
- PDCA

Plan (計画)、Do (実行)、Check (点検)、Action (見直し) という手順を繰り返し、このサイクルを重ねてより高い目的や目標を達成していくシステム。
- PM2.5 (微小粒子状物質)

大気中に漂う粒径 2.5 μm (マイクロメートル 1 μm =0.001mm) 以下の非常に小さな粒子のことであり、従来から環境基準*を定めて対策を進めてきた粒径 10 μm 以下の粒子である浮遊粒子状物質 (SPM) よりも小さな粒子のことを示す。粒径が小さいため、肺の奥深くまで入りやすいことから、その健康影響が懸念されている。
- PRTR制度

Pollutant Release and Transfer Register の略称で、化学物質排出移動量届出制度などと訳されており、『特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律』(略称 化管法) により規制される。環境保護のため、事業者による有害な化学物質の環境中(大気、水域、土壌など)への排出量、また廃棄物として移動している量を把握し、集計し、届出し、公表する仕組み。

【あ 行】

- ・ **アイドリングストップ**
 自動車の駐車、停車時において不必要なエンジンの使用を中止する方法。またこれを訴える運動。大気汚染防止や騒音、悪臭防止はもちろん、地球温暖化*の原因となる二酸化炭素の排出を抑制できる。
- ・ **アダプトプログラム**
 一定の区間の公共の場所において、市民団体や企業が美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度。
- ・ **硫黄酸化物（SO_x）**
 刺激性の強い腐食性のある有害なガスで、代表的なものに二酸化硫黄、三酸化硫黄などがある。重油などの燃焼により発生する。このガスは呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こし、また植物にも被害をもたらす。
- ・ **一斉気温測定**
 7月の最終日曜日の午後2時に、市民のみなさんに市内の自由な場所で、一斉に気温を測定していただき、周辺や地面などの状況による気温の違いを確認し、夏場の温度上昇を抑える工夫を見出す事業。
- ・ **ウォームビズ**
 クールビズ*の項を参照。
- ・ **エコアクション21**
 中小企業などにおいても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム*、環境パフォーマンス評価、および環境報告の方法をひとつに統合した環境配慮のためのツール。
- ・ **エコドライブ**
 自動車運転の際、燃料消費を抑え二酸化炭素の排出をより抑制する運転方法。具体的にはアイドリングストップ*を励行し、急発進、急加速をしないなどの方法がある。
- ・ **エコマーク**
 環境への負荷が少ないなど、環境保全に有益な製品につける推奨するマーク。（財）日本環境協会によって選定される。
- ・ **塩嶺小鳥のさえずり**
 塩嶺は八ヶ岳中信高原国定公園の一角にあり、長野県の「小鳥の森」にも指定されている。この峠一帯は、広葉樹と針葉樹が混在していて、四季を通じて、繁殖鳥、留鳥、漂鳥、南鳥、冬鳥など多種多様の野鳥が確認され、小鳥のさえずりを楽しめる。特に初夏がいい。「残したい日本の音風景100選」に選定されている。
- ・ **岡谷市景観形成基本計画**
 本市の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成に関する事項を明らかにするとともに、その実現に向けて市民、事業者、行政の協働による景観づくりを行うための基本の方針となる計画。平成21年に策定。
- ・ **岡谷市都市計画マスタープラン**
 およそ20年後のまちの姿を見据えた、まちづくりを進めるための都市計画に関する基本的な方針で、平成11年度に策定（計画期間：平成12年度から概ね20年後）。現在、見直しを進めており、平成27年度の運用をめざしている。
- ・ **オゾン層**
 地球大気圏のオゾン（酸素の同素体）の大部分は地上10～50km上空の成層圏という領域にあり、これがオゾン層と呼ばれている。成層圏以下の低位の対流圏で漂うフロン*類は成層圏にも拡散していき、そこで特定の波長の強い紫外線を浴びて分解し、塩素原子を放出する。この塩素原子がオゾンの中の酸素原子と結びつき、オゾン層を破壊する。
 オゾン層が壊れると、皮膚がんの増加、白内障の増加、免疫力の低下などの健康障害のほか、農作物の収穫減少、海洋生態系の基礎となるプランクトンの減少など生物への被害が予測される。加えて光化学スモッグの悪化と温暖化促進などへの影響もある。このため、ウィーン条約

およびモントリオール議定書により、国際的に協調してフロン*類を段階的に廃止する対策が実施されている。

- 温室効果ガス

地表面からの赤外線放射を吸収し、地球温暖化*を引き起こすガス。温室効果ガスには様々な物質があるが、二酸化炭素、フロン*類、メタンなどがある。これらの物質の濃度が増すと、地球表面の温度が上昇する。（「地球温暖化*」の項を参照）

【か 行】

- 外来生物

国外や国内の他地域から他の地域へ人為的（意図的または非意図的）に生物が導入されることにより、本来の自然分布を超えて生息または生育することとなる生物種。『外来生物法』に規定する「外来生物」は、海外からわが国に導入されることにより、その本来の生息地または生育地の外に存することとなる生物を指す。

- 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産できない有限性の燃料資源。太古のプランクトンや動植物の残骸が地中で数百万年の間、熱プロセスを受けて炭化生成されたもの。

- 環境学習

人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、環境の保全に対して正しく責任ある行動がとれるようにすることを目的として環境に関することを学ぶこと。

- 環境家計簿

家庭の電気、ガス、上下水道などの使用量をCO₂排出量に換算し、月ごとにその総計をするもの。節電、節水などでCO₂の排出量を減らす行動を実践することにより、地球温暖化*を防止するとともにその他の環境問題の解決にも貢献し、また家計の節約にも結びつけることを目的としている。

- 環境基準

環境基本法に基づいて、大気汚染*、水質汚濁および騒音などから人の健康を保護するための望ましい基準を言う。例として大気汚染*では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント*の濃度などがある。

- 環境にやさしいクッキング

買い物、調理、食事、片づけ、排水やごみ処理などの過程に応じてちょっとした工夫をしたり、思いやりをかけたりすることによって、食生活からの環境への負荷をできる限り少なくしようとする行動。（例示：食品を買いすぎない、食事を作り過ぎない、食べ残さない、冷凍保存より使い切る、など）

- 環境人

環境問題を正しく認識し、積極的に環境にやさしい生活の実践に取り組み、地域や地球環境の保全に貢献する人。

- 環境負荷

人が環境に与える負担のことで、日常生活、事業活動、製品、サービスやその他の業務、活動などが環境に影響を与える原因や要素。（例示：自動車の運転によるCO₂の発生は環境負荷であり、これによる地球温暖化*の進行が環境影響である）

- 環境マネジメントシステム

組織（事業）活動に伴う環境への影響を継続的に改善していく仕組みのこと。

- かんよう 涵養（ちかすいかんよう 地下水涵養・すいげんかんよう 水源涵養）

降水や河川水などの地表の水が土壌（帯水層）に浸透し、地下水となること。森林などの土壌は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持つ。また、雨水が土壌を通過することにより、水質が浄化される。

- 京都議定書

1997年12月、地球温暖化防止京都会議、(気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議：通称COP3)において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガス*削減目標や国際制度について定めている。先進締約国に対し、2008～2012年の第一約束期間における温室効果ガス*の排出を1990年比で5.2%削減することを義務付けている。日本は2005年5月に発効し、2008年～2012年の間に、温室効果ガス*を1990年レベルで6%削減することをめざしていた。

- クールビズ

クール(cool)とビズ(businessの短縮形biz)を合成した和製英語。温暖化を抑制しようとする狙いから、冷房を抑え夏季の服装の軽装を奨励すること。平成17年の京都議定書*発効を受け環境省が名称を公募して決定した。

同様に冬季は暖房を抑え、冬の服装の重ね着を奨励することをウォームビズ*という。

- クリーンエネルギー研究会

平成21年9月に発足。クリーンエネルギー(自然エネルギー)を用いた発電に焦点を絞り、会員企業の保有技術と新素材・新技術を融合した試作研究の活動を行う。

- グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、価格や品質だけでなく、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

- 公害

事業活動その他人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる水質汚濁、大気汚染*、土壌汚染*、騒音、振動、地盤沈下、悪臭(以上を典型7公害という)によって人の健康または生活環境に係る被害を生ずることをいう。

- 光化学オキシダント

工場や自動車などから排出される大気中の窒素酸化物*(NOx)や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称。主成分はオゾンであり、人や植物に有害である。

- 湖底の貧酸素

湖底に堆積した有機物は、微生物などにより徐々に分解されるが、この時酸素を消費する。微生物による有機物の分解は、水温が高いほど活発になり、高水温期(夏季)には湖底付近でたくさんの酸素が消費される。このため、上層からの酸素の供給が追いつかなくなると、水中の酸素がなくなってしまう。これを「湖底の貧酸素化」という。

- こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、2人以上のメンバー(幼児から高校生まで)と活動を支える1人以上の大人で構成される。環境省では、平成7年度からこどもエコクラブ事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習*や実践活動を支援する。

【さ 行】

- 最終処分場

リサイクル*、リユース*できない廃棄物を、最終的に埋め立て処分する施設。

- 再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油、石炭などの化石燃料*や原子力と対比して、太陽光、太陽熱、風力、水力、波力、地熱、バイオマス*など、通常はエネルギー源の枯渇の心配がないエネルギーのこと。

- 里山

雑木林、水田、畑地、小川などで、農林業などの人間の活動の影響を受けて成立し維持されてきた身近な自然の存在をいう。加えて自然林、人工林、草原、湿地、湖沼、河川などが生活域と一体となった地域もいう。

- 砂漠化

植生に覆われた土地が不毛地帯となっていく現象。大気の循環の変動による乾燥地の拡大、木材の過剰伐採、家畜の過剰放牧などの人為的要素が絡み合い熱帯雨林や緑地が消滅する。また、酸性雨*により森林の枯死も原因。その結果、農地の減少や生態系*への影響が懸念されている。日本への黄砂も砂漠化の拡大が一因とされている。

- 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃酸、廃プラスチック類など『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に定められる廃棄物と、輸入された廃棄物のこと。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託しなければならない。

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

排出事業者が産業廃棄物*の処理を業者に委託する際に、産業廃棄物*の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意事項などを記載し、産業廃棄物*の流れを自ら把握、管理する帳票。排出者が処理委託者に交付する。産業廃棄物*が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取り扱い上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。なお、電子マニフェストシステムもある。

- 酸性雨

自動車や工場、発電所などで、化石燃料*が燃焼する際に排出された硫黄酸化物*や窒素酸化物*が、雨や雪に吸収されて地表に降り土壌が酸性化する。この結果、森林が枯れたり湖が酸性化して魚が死んだり、大理石が溶ける被害が発生する。

- 持続可能性（Sustainability）

将来の世代がその欲求を満たすための能力を損なうことなく、現世代の欲求も満足することができる開発や発展をすることを指す。

経済の拡大にともなう地球環境の加速度的な悪化を止め、有限な資源の長期利用、生態系*の維持、健全な経済発展などを持続させる考え方と取組。

- 循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源、エネルギーの循環的な利用がなされる社会をいう。2000年には循環型社会をめざす『循環型社会形成推進基本法』が制定された。この法令では「天然資源の消費量を減らして、環境負荷*を少なくした社会」と定義されている。製品などが廃棄物とにならないよう長寿命化し、長期に使うこと。また、ものが廃棄される際は、適正に再使用や再資源化の利用が行われること。これらにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

- 省エネルギー


エネルギーを節約してエネルギーの消費を減らすこと。あるいはそうした運動をさす概念。限りある資源を大切に使うこととあわせて、近年は地球環境の悪化を防ぐための手段として普及啓発されている。

- 省資源

鉄鉱石や希少金属類、熱帯雨林や森林、石油や石炭などの有限な地球資源の枯渇を防ぐためその消費を削減すること。無駄をなくし効率的に有効に利用したり、再使用、再生利用したりすること。

- 使用済小型家電

壊れたり古くなったりして使わなくなった、携帯電話やデジタルカメラ、CD や MD プレーヤーなどの音楽機器、ゲーム機など、家庭で使用する電気や電池で動く製品のこと。こうした使用済みの小型家電には、「ベースメタル」といわれる鉄や銅、貴金属の金や銀、そして「レアメタル*」といわれる希少な金属など、様々な鉱物が含まれている。使用済み小型家電の回収、リサイクル*を推進するため、平成 25 年 4 月 1 日から『小型家電リサイクル法』がスタートした。

- 親水エリア
川や湖の水辺など、水に親しむ場所。
- 水源の森百選
森林の役割を紹介し、理解を深めることなどのために、林野庁では、水を仲立ちとして森林と人との理想的な関係がつけられているなどの代表的な森を「水源の森百選」として選定している。
- スパイラルアップ
マネジメントシステムの基本となる PDCA*を前提に「継続的に改善すること」、もしくは「その仕組み」を指します。PDCA*のサイクルを廻していくとき、らせん（スパイラル）のようなイメージでサイクルを廻すことにより高みに登っていき成果を生み出すこと。
- 3R（スリーアール、またはサンアール）
環境保全のため、循環型社会*の構築、運用のためにリデュース*（Reduce）／発生抑制、リユース*（Reuse）／再使用、リサイクル*（Recycle）／再生利用または再資源化の3つのイニシャルのRをとっている。それぞれの用語は各項に解説する。
- 生態系
植物、動物、微生物、およびそれらを取りまく非生物的要素（土壌、水、空気など）から成り立っており、それらの要素が物質環境やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し複合したもの。野生生物および人類の生存を支える基盤。
- 生物多様性
1993年12月に『生物多様性条約』が発効され日本もこれに署名している。地球上の野生生物の多様さをそれぞれの生息環境とともに保存し、その持続的な利用を実現することを目的としている。また、様々な生物が相互に作用して生まれる生態系も生物多様性の一部である。日本では2008年（平成20年）6月に『生物多様性基本法』が公布されている。
- ゼロエミッション
事業者（主に製造業）が事業活動によって発生した不用物（廃棄物）を、別の産業において有効利用することにより、廃棄物をゼロにすること。廃棄物ゼロを目標にして、製造工程で廃棄物を出さない、また発生した廃棄物はリサイクル*して再使用し、循環型社会*を構築して実践する取組。
- その他プラスチック
『容器包装リサイクル法』の対象となる容器、包装のうち、ペットボトル以外のプラスチックでできた容器、包装のことで、正しくはプラスチック製容器包装という。下記の決められた識別マーク表示が義務つけられている。具体的には次のものが対象（主要）となる。1)レジ袋、ポリ袋、ラップ類、2)プラスチック製容器、3)ペットボトル以外の、プラマークのボトル類、4)発泡スチロール類、5)チューブ状の容器、6)ボトルやチューブのキャップ、7)果物などのネット類、8)梱包の緩衝材など。 識別マーク：

【た 行】

- 代替フロン
特定フロン（クロロフルオロカーボン 略称 CFC）の代替として利用されている合成化合物で、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）類とハイドロフルオロカーボン（HFC）類のこと。特定フロンは冷蔵庫の冷媒やスプレーのガスなどに使用されていたが、オゾン層*破壊物質であることがわかり代替フロンに移行。しかし、代替フロンも強力な温室効果ガス*であることが判明し、2020年までには先進国で生産が中止される。

• 大気汚染

人間の生産活動、消費活動によって大気が汚染され、生態系*や人間の生活に悪影響が生ずること。特に、物の燃焼等に伴い発生するばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、カドミウムなど）や自動車排出ガスなどが大気汚染物質としてあげられる。大気汚染の法律は『大気汚染防止法』による。

• 地下水汚染

地下水が有機溶剤、重金属、農薬、油、細菌などによって汚染され、飲用として使用できなくなる。

• 地下水質追跡調査

地下水の汚染後など、その後の地下水質を調査すること。汚染範囲の確定や汚染源を推定するなどの調査がある。

• 地下水質モニタリング

地下水質の常時監視のこと。水環境行政の基本であり、水質汚濁防止法に位置づけされた事務である。汚染の発見、有害物質濃度の推移の把握などを通じ、地域住民などの健康を保護し、また、良好な地下水質を保全することを目的としている。

• 地球温暖化

二酸化炭素やフロン*類などは温室効果ガス*といわれ、温室のガラスのように太陽光は透過するが、地球からの赤外線による熱放射は吸収する性質をもっている。地球温暖化*とは、この二酸化炭素やフロン*類などで構成する温室効果ガス*の濃度が上昇していくと、地表から放射される暖かい赤外線を多く吸収し、地表への再放射量が多くなり、地表の平均気温が上昇すること。

• 地球環境問題

地球温暖化*、オゾン層*の破壊、酸性雨*、森林（特に熱帯雨林）の減少、砂漠化*、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、野生生物の種の減少、開発途上国の公害*のように、人の活動によって地球規模で環境に影響を及ぼす問題のこと。これらを九つの地球環境問題とも言う。

• 窒素酸化物（NOx）

窒素と酸素の化合物。石油、石炭等の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車などから排出される。大気中に存在する窒素酸化物で問題視されるものは、主に一酸化窒素、二酸化窒素であり、二酸化窒素は環境基準*が定められている。窒素酸化物は光化学オキシダント*の原因物質であり、硫黄酸化物*と同様に酸性雨*の原因にもなっている。

• 低炭素社会

温室効果ガス*の代表的物質である二酸化炭素の排出量が少ない社会、また経済システムを構築した社会。

• ディスポーザー

キッチンの排水口に取り付け、生ごみを粉碎する電化製品。本市では、ディスポーザーで粉碎した生ごみを含む排水を下水道に流す場合は、排水処理システムの設置を義務付けており、届出が必要。

• 透水性アスファルト舗装

道路などの地面を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。透水性アスファルトの場合は、砂利の粒を大きいものを使用して間隙を多くする。地下水をため、集中豪雨などによる洪水を防止する効果がある。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象を緩和する効果もある。

• 特定外来生物

一般的には人為的により自然分布域の外から持ち込まれた種の生物を外来生物という。このうち、特に生態系*などへの被害が認められるものとして、『特定外来生物による生態系*などに係る被害の防止に関する法律』（平成 16 年 6 月公布）によって規定された生物をいう。生きているものに限らず、卵、種子、器官などを含む。

• 土壌汚染

土壌中に有機溶剤、重金属、農薬、油などの物質が、自然環境や人の健康、生活への影響をおよぼす程度に含まれている状態をいう。土壌へ混入した原因は人為、自然を問わない。土壌汚染の法律は『土壌汚染対策法』による。

【な 行】

• 二酸化炭素排出係数

燃料などの単位使用量あたりに発生する温室効果ガス排出量計算時の係数。
排出係数は以下の通り。

$$\text{二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{燃料使用量 (各単位)} \times \text{排出係数 (各係数)}$$

温室効果ガス*	種別	燃料の種類 (単位)	排出係数		地球温暖化係数
二酸化炭素	燃料使用量	電気使用量 (kwh)	*0.555	kg-CO ₂ /kwh	1
		ガソリン (ℓ)	2.32	kg-CO ₂ /ℓ	
		灯油 (ℓ)	2.49	kg-CO ₂ /ℓ	
		軽油 (ℓ)	2.58	kg-CO ₂ /ℓ	
		A重油 (ℓ)	2.71	kg-CO ₂ /ℓ	
		LPG (kg)	3.00	kg-CO ₂ /kg	
		都市ガス (m ³)	2.23	kg-CO ₂ /m ³	

【根拠法令】算定省令（経済産業省・環境省令第三号）

*デフォルト値であり、国が公表する電気事業者ごとの電気事業者別排出係数を用いることがある。

• 燃料電池

水素と酸素が結合して水が生成する化学反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置。クリーンで高い発電効率であるため、地球温暖化*問題の解決策として期待されている。

• ノーマイカーデー

通勤時の自家用車使用を控え、公共交通機関の利用や、相乗りでの通勤を実施していただく日。『第2次岡谷市環境基本計画』では、原則として、毎月、第2金曜日を設定。ただし、自社の都合の良い時に設定できる。

• 残したい日本の音風景100選

1996年に当時の環境庁（現・環境省）が「全国各地で人々が地域シンボルとして大切に、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境（音風景）」を広く公募し、これらの応募のうちから音環境を保全する上で特に意義があると認められる100件を選定したものの。

【は 行】

• バイオマス

もともとは生物資源（Bio-）の量（Mass）を表す概念で、一般的には再生可能な生物由来の有機性資源（エネルギー）で化石資源を除いたものをいう。エネルギーとなるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなどがある。

• ハイブリッドカー

異なる二つ以上の動力源、エネルギー源を持つ自動車のこと。ガソリンエンジンとモーターを組み合わせた場合、ガソリンの消費が著しく減少し運転時のCO₂排出が抑制できる。

- ・ビオトープ

開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息、生育環境空間を指す。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。

- ・フードマイレージ

食料の重量と輸送距離を乗じた値で、トン、キロメートルなどで表す。食品の産地と消費地が近ければ、輸送時の二酸化炭素排出量を抑制できる。

「地産地消」といわれるように地元の食品を消費したり、旬のものを食べたりすることが温暖化防止につながる。

- ・フロン

フロンは、炭素、フッ素からなる化合物である。毒性が低く、燃えない、油を溶かすなどの性質から半導体などの精密部品の洗浄、クーラーや冷蔵庫などの冷媒に広く使われてきたがオゾン層*を破壊するものがある。また温室効果ガス*としても問題となっている。これを受け、『オゾン層*保護法』や『フロン回収・破壊法』などにより対策が進められている。

- ・放射能汚染

放射性物質の存在によって望まれない場所や物質（表面、固体、液体、気体、および、人体を含む）が汚染されること、または、その放射性物質の存在を指す。

【ま 行】

- ・緑のカーテン

建物の外側に植物を生育させ、建物の温度上昇を抑制する省エネルギー*手法。太陽光をさえぎり日陰を作る役目と、植物の葉の蒸散作用で気化熱を奪う効果がある。窓の部分につる性植物でカーテン状に覆ったり、壁面全体を覆う場合もある。

【や 行】

- ・有用金属

電子機器や自動車などの製造に不可欠なレアメタル*（希少金属）などの金属のこと。

- ・容器包装リサイクル法（正式法令名：容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律）

一般廃棄物の6割を占めると言われる容器包装類のリサイクル*を進めるため、消費者に対し分別排出、市町村に対し容器類の分別収集、メーカーに再商品化を義務付ける法律。平成7年6月公布、平成9年4月施行。

【ら 行】

- ・ライフサイクルアセスメント（LCA）

その製品に関する原材料採取から設計、製造、使用、輸送、廃棄などすべての段階を通じて環境影響を定量的、客観的に評価する手法で、LCAと略称される。この手法に代わるこれまでの環境影響評価は、製品の製造や廃棄の範囲であったが、この場合は、製品の全体としての環境への負荷の低減には寄与しない製品が生産されてしまう可能性がある。

- ・リサイクル

廃棄物（ごみ、不用品）を原料として再利用すること。「再資源化」、または「再生利用」と言われることもある。具体的には、使用済み製品や生産工程から出る廃棄物などを利用しやすいように処理し、新しい原材料として使う。

なお、リサイクルには2方法あり、上記による方法で材料化して再利用することをマテリアルリサイクルという。この材料化が不可能な場合廃棄物として焼却し、この排熱を利用して温水などの熱源や冷房のエネルギーとして使用することをサーマルリサイクルという。

- リデュース

ごみを出さないこと、ごみの発生抑制といわれる。製品の製造過程で出るごみを減らし、使用済み製品の廃棄量を減らすことを指す。『循環型社会*形成推進基本法』では、3R*（リデュース、リユース*、リサイクル*）のうち最も優先するよう定めている。原材料使用量を減らす製品設計や製品の長寿命化を図り、消費者は製品を長く使うことを心がける。

- リユース

再使用すること。一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことをいう。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して、修理したり洗浄したりしてから再び製品や部品、容器などとして使う。

- レアメタル（希少金属）

地球資源としての埋蔵量が少なく、もしくは埋蔵量が多くても技術的に採掘が困難な理由により産出量が少ない金属のこと。プラチナ、モリブデン、コバルト、ニッケルなど31種類が経済産業省から指定され、携帯電話、デジタルカメラなどあらゆる電子機器などに使用されている。



「残さず食べようね！」



もったいないかいじゅう “もぐどん”

“もぐどん”とは？（年齢・性別：不詳）

モグモグ何でも食べてしまうので、誰ともなく“もぐどん”と呼ぶ。好き嫌いをしない元気な子どもの近くで、いつもみんなを守ってくれるやさしい怪獣。どこかに好き嫌いで残された「食べ残し」を見つけると、やさしい怪獣が一変！すごい勢いでそれを食べてどんどん大きくなる。どこまでも大きくなる。やっつける方法はただ一つ、好き嫌いをなくし、出された食事は全部食べる。食べ残しをどこにも見つけられなくなり食べ物がなくなると小さくなり、元のかわいい“もぐどん”に戻る。

もったいないかいじゅう “もぐどん” © 2015.3 岡谷市

第3次岡谷市環境基本計画

◇発行日 平成27年3月

◇発行 岡谷市

◇編集 岡谷市市民環境部環境課

〒394-8510 長野県岡谷市幸町8番1号

電話：(0266) 23-4811 (代表)

<http://www.city.okaya.lg.jp/>

E-Mail: seisou@city.okaya.lg.jp



岡谷市

